

平成三年四月十九日

らもさまざま御意見を賜りまして、そういうふうな各界各層の御意見を賜りながらこの案をまとめていた。こういう経過でございます。

○福永委員 次に、内容についてお聞きをいたします。

第三条一項に言う公安委員会による指定が、果たしてそれだけで認定が可能なかどうかというところであります。認定資料の収集、吟味はどのようにしてなされるのか、一方的な情報や主観的認識を根拠とすることにならないだろかということがあります。

第三条二号に言う幹部、所属暴力団員の認定についても、また第三条三号の組織構成、第四条の要件についても同様であります。しかしながら、第五条、第六条の聴聞、確認の手続があり、第二十六条による不服審査の道が開かれていることは私も承知しておりますが、どの程度厳正に吟味ができるのかをお尋ねいたしたいと存じます。

○國松政府委員 警察は、もちろん常日ごろから暴力団員の犯罪捜査を始め、あらゆる警察活動を通じまして暴力団に関する各種の情報を組織的に収集をし、これを整理、保管いたしておりまして、暴力団対策に活用しておるところでございます。

本法におきましては、新しい仕組みといたしまして暴力団を指定するという制度ができるわけでございますけれども、この暴力団の指定に当たりざいますけれども、この暴力団の指定に当たりましては、もちろん私どもは、申しましたようないい形で従来蓄積をしてまいりました情報をその認定の資料として使わしていくだくということは、これはもう当然のことであろうと思います。ただ、そういう資料を使うことになるわけでございましては、不服申し立て、あるいは裁判所への出訴が認められるということでござりますので、最終的には裁判所で私どもの認定資料の適否というものが争われるというような状況になるわけでございます。

したがいまして、今まで私どもはこれを整理、保管いたしまして適正な形で暴力団対策に活用しておるわけでございますが、この制度の指定資料に用いるということになりますれば、もう一度十分事前にその資料を吟味いたしまして、また必要な補充調査も行うなどいたしまして、適切な資料として、指定材料として活用してまいりたいというふうに思つております。

また、指定の手続につきましては、ただいま委員御指摘もございましたけれども、事前にいろいろな聴聞を行います。それから、都道府県公安委員会が指定をしようとするときにはあらかじめ国家公安委員会の確認を求めなければならない。國家公安委員会は、確認をする場合には、その確認につきまして学識経験者から成る審査専門委員の意見を聞かなければならぬ。それでその確認はその審査専門委員の意見に基づくものでなければならぬというような手厚い手続をとつておりますが、指定に関します不服申立ての制度も整備するなどしておりますので、そういう過程でいろいろな資料がスクリーンをされてまいりますのを、私どもの恣意によつてその指定がなされるということは万々ないものと思っております。

○福永委員 次に、第九条の要件が相当な高度な事実認定でもあり、法的素養を前提にしているのに対しまして、第十一条、第十二条によると、その措置権限が公安委員会に専属しておりますが、具体的にはそうしたことがどのように運用がなされるのか。また、同じ九条の十一項目の暴力的要挙行為の禁止、それ以外の違法行為については現在ある刑事関係法規で規制や対応が十分できるかをお聞きをしたいと思います。

○國松政府委員 九条及び十条は、いわゆる暴力的要挙行為の禁止ということに関して規定をしておりまして、それに続きまして十一条、十二条で措置命令の規定があるわけでございます。

その場合、十一条及び十二条では措置命令の内容を命ずることができることを御理解をいただきたいと思います。内容につきましては、そ

定しております。この必要な事項には大変包括的な規定というような御印象があるようござります。ただ、実はこれはそういうことではないわけございまして、この必要な事項というものにつきまして公安委員会側の自由な裁量にゆだねられることは、もう法律で定める要件は、これはもう法律できっちり決まつておることでございまして、こうした場合、公安委員会が立証した事実に基づいて、これらが法律で定める要件に適合する場合においてのみ命令が発せられるとは間違いないことでございます。

ただ、この必要な事項というような形で包括的に書きますのは、そのもとにあります九条の列举されております十一項目にわたる項目が非常に多岐にわたっております。したがいまして、それを例えれば中止をする、あるいは再発防止のための措置を命ずるという場合には、その一つ一つの内容にわたつて必要な事項というものは具体的に変わつてくるわけでございます。

例えば、金品をみだりに要求をした、その要求をする場合に、相手の家に行つたのか、あるいはその他の、電話で要求したのかということに従つて、例えば措置命令をかけます場合には、その家を訪れてはならないとか、あるいは電話でやるなり電話をかけてはならないとか、そういう形で必要な事項というのはその都度変わつてくるわけでございます。その必要な事項というものを十一項目にわたりましてあらかじめある程度書いておくということはなかなかできませんので、ここではあくまでそうした要求行為が行われることを防止するために必要な事項という書き方になつておるわけでござります。非常に包括的なことでございますが、これは、必要な事項といふものを公安委員会の裁量によって選ぶことができるとか、そんなどとられておるものと考えております。

また、重ねて申し上げますが、この十一項目と申しますものは、彼らが現在やつておる典型的な行為、不法な利益を獲得している行為類型はほどなくなります。そういうものに制約を加えることになりますので、私どもとしてはこの規定を活用いたしまして、現行法の取り締まりができないところを後取り締まりをしていくことができるというように考えております。

また、重ねて申し上げますが、この十一項目申しますものは、彼らが現在やつておる典型的な行為、不法な利益を獲得している行為類型はほどなくなります。そういうものに制約を加えることになりますので、私どもとしてはこの規定を活用いたしまして、現行法の取り締まりができないところを後取り締まりをしていくことができるというように考えております。

○福永委員 最近、暴力団は本案を予想して、既に暴力団事務所の看板やちょうちん、マーク、名札等を外したりして、いわば偽装暴力団化しようとしておるわけであります。その対応策は考

で、とりわけ政治団体を装うことは十分考えられるということでありまして、こうしたことは憲法上も大変難しくなるおそれがあり、どう対処していくのかをお尋ねしたいと思います。

○國松政府委員 確かに、この新法があるのは成立するかもしれないということになりますれば、暴力団の一部におきましては、本法の規制を免れるために若干の偽装工作をしているというような情報も寄せられております。そういう偽装工作が行われるということになりますれば、暴力団の指定をするために得られる資料というものはなかなか得られなくなるわけでございますので、そういう意味では確かに難しくなることはあると思います。しかし、私どもいたしましては、そういう新法を免れる偽装工作というのを見抜いてやつていくことが必要であろうというふうに思います。

特に、後半御指摘のございました政治団体を装った場合というようなことが大変多くなるということがあるいはあるのかもしれませんけれども、そういう場合は、確かに指定のための資料を得るということが難しくなるということになるとは思います。

暴力団と政治団体との区別というものはどういうところにあるかということを原則論的に申し上げますれば、要するに、暴力団がその実態を変えずに単に本法の規制を免るために名目的な政治活動を行うなど、暴力団でないかのごとく装った場合には、実質的には指定の要件を満たしていることに変わりはないわけになりますので、本法による規制を行うことになります。しかし、暴力団が偽装のために変質した結果、政治団体としての実質をも備えた場合には、本来的に暴力団でない一般の政治団体と同様に政治活動を行うことを実質上の目的の一つとしているものと考えられ、政治活動の目的が暴力団としての実質目的に比較し無視できるほど名目的であるようないわゆる右

翼標榜暴力団を除き、指定の要件から外れるもの

そうしたことが原則論でございますが、現実の場合は、その区分けは大変難しいものになってくると思います。しかし、この場合最も肝要なことは、政治団体の実態のあるものを暴力團として指定しないということをございまして、その原則を貫くことが私どもはこの指定の実務を運用する場合に大切であるういうふうに思います。その一方で、偽装転向を許さないというそれだけの実態掌握力をまた我々が持つべきであるということでもあります。

思います。しかし、私どもいたしましては、そういう新法を免れる偽装工作というの、やはり我々治安のプロといたしまして、それを見抜いてやつていくことが必要であろうというよう思います。

特に、後半御指摘のございました政治団体を装った場合というようなことが大変多くなると、あるいはあるのかもしませんけれども、そういう場合は、確かに指定のための資料を得

いすれにいたしましても、政治団体であるかどうかといふことは、國家公安委員会においては、国家公安委員の御意見を聞きながら適切に指定をしてまいりたいというふうに考えております。

○福永委員 第五条、二十三条、二十四条にもあります「公開による聴聞」についてお尋ねを申し上げます。

例えは、聴聞の際、これは推定でありますか、八万八千人暴力団員がいる、こういわれておりますが、その一部でも聴聞の会場に入ったり、あるいは圧力的に周りを囲んだりした場合、そんなことはないと思いますが公安委員会にブレッシャーがかかりたり公正な判断ができなくなるおそれがある生じた場合は、もちろん個人の秘密を保護する場合も、これは省くということは当然でありますが、入数の制限もしくは入場拒否もできるかをお尋ねしたいと思います。

○国松政府委員　法の第五条一項及び第二十三条一項の規定によりまして、本法における聴聞は公開による聴聞を行うことといたしております。この場合におきまして、傍聬人の席を設けて、傍聬人は入場させるということになるわけでございまが、そもそも席の数に施設の面での制約がござ

いますので、座席以上の大勢さんが来たというような場合には整理をしなければならないといふことがあります。また、御指摘のように、特に五条一項の聴聞の場合には、暴力団の指定に関する聴聞でございますが、確かに大勢の暴力団員が傍聴に来るというような事態もあると思います。そのこと自体もって入れないというようなことはできないと思いまして、確かに大勢の暴力団員が傍聴に来るというものは極めて大切なことでありますし、その場の雰囲気によりまして公安委員会の委員その他の者にブレッシャーがかかるというようなことはあってはならないことでございます。そういう場合、それらの入場いたしました暴力団員がもしあつた場合には、そうした暴力団員が聴聞会場において具体的に聴聞手続の公正を害するような行為に及んだ場合には、聴聞会場の秩序維持を図るために、その暴力団員に対しまして警告をしたり、場合によつては退場を命ずるというような適切な措置を講ずることによりまして、聴聞の適切な運営を確保してまいりたいと考えております。

○福永委員 本案が成立した場合 警察庁長官の今後における決意のほどを十分承りたいと存じます。

○鈴木(良)政府委員 国民の自由と平穏を害する暴力団に対しましては、私ども警察、総力を挙げて取り組んでいかなければないと考えております。したがいまして、従来の法律を最大限に活用するとともに、今回出しております二法案につきましてお認めいただければ、この二法案を最大限に活用して暴力団撲滅のために全力を尽くしてまいりたい、かように考えております。

○福永委員 今長官の大変力強い御決意を承ったところであります。冒頭申し上げましたように、社会において断じて許されないこうしたことについて、今後も大いに頑張つてやつていただきたい、心から要望いたしまして、終わります。ありがとうございました。

○採用(修)委員 今度新しく去るが出来られま

が、来てみまして、大臣ちょっといらっしゃるといふやうなふうで、異常な状態できょうはまず法案審議がぬまつた。本来なれば、今度の場合は立法技術上非常に新しい分野に挑んでおられる法律でござりますし、社会的に大きい問題ですから、中央公聴会なんかやつて、中には、暴力団から今作家になつた安部謙一さんだとか、あるいは画家である山本集とか、いろいろなそりいう人たちがいらっしゃいます、そういう人たちや、本あるいは学者や地域の人たち、いろいろな意見を開

きながら、国民的ななそして社会的な課題として広く英知を集めながら進めていく、そういうことが大切だったのじやないかと思うのです。私たちも実際は、暴力団怖いと思つても、実態の中身はやはり知りません。そういう点でそういう審議も期待しておつたのですが、ばたばたとやらざるを得ないことになりまして、大変遺憾だと思ひます。が、社会的な要請の極めて強い法律であります。そういう点で、私は、まず初めに長官にお聞き

しておきたいと思いますが、何をいましても、
法治国家内の暴力というのは許されるわけはござ
いません。それはまた民主主義の崩壊もたらす
ということになるかと思ひます。たくさんの法律
がございますが、不法行為に対する処罰規定とい
うのはこれまた網の目のごとくつかえておるわ
けでありますけれども、そうした中に安全な市民
生活というのは日常保障されなければならない。
それにもかかわらず、なおかつ脅かされるという
異常な事態が日々進行していくところに今
般の新しい立法ということになつたのではないか
と思ひます。

そこで、こうして新しい法律をつくって対処し
なければならなくなつた暴力団対策、一体それは
単に法律だけで取り締まつてできるのか、あるいは
はまた極めて広範な立場から、どうすればそれが
よくなるか。したが、そつよしきり

に許される存在ではないのじゃないか。日本の場合に、任俠の道とかいろいろなのが昔からあります。ですが、今はその種のものはまた異質であり、そして近代の法治国家においてはその種のことが許されるわけではなかろう。そうすれば、そのものをなくするということが社会的な浄化作用として出てこなければならぬ。

そういう点で、今度取り締まりの面から取り組まれた長官に、まず基本的な考え方をお聞きしたい、こう思います。

○鈴木(良)政府委員 最初に、なぜこういうふうな形で取り組まなければならないかということでござりますけれども、昨年、暴力団の対立抗争事件、例年のとおり起ったわけですが、その中で大変異常でございましたのは、一般市民が巻き込まれまして亡くなつたというのが大阪と沖縄で三件、人出でいらっしゃいます。警察官も沖縄で二名殉職する。こういう暴力団同士の対立抗争事件で、暴力団以外の人たちが巻き込まれるというようなケースはいまだかつてなかった事態でござります。こういうことで、国民の不安はますます高まっていくということで、何とかしなければいかぬということがまず一つございました。

それから、最近の暴力団は、暴力団の中だけとしまじりまして、そうして、そういう暴力団の威力を背景に一般社会あるいは経済社会に浸透していく、こういう大変ゆるしい事態があるわけでござります。私どもの方に寄せられておりますいろいろな相談事も、この十年間に二・五倍ふえておる。二万件余りに達しておるというようなことでございまして、ところが、その二万件余りに対しまして、私どもの今やつております既存の法律では、どうしてもそのうち千件ぐらいしか事件立て立件することができない。あとのものはどううう形で、暴力団が非常に一般社会に食い込んでくる。その食い込み方が大変、何といいますか、注

封圧する、やはり糧道を断ちますと暴力団といふのは当然足腰が弱くなるわけでござりますから、これをまず一つねらう。それからもう一つは、武器、特にけん銃が必ず対立抗争事件のときに使われる、それもほとんどが密輸された真正けん銃であるというような形が統いております。そういうことで銃刀法の改正でもお願いして、資金面からあるいは武器の面から、両方から暴力団に対し強く迫る、こういうことで二つの改正をお願いをしておるということございます。この二つの法律を有効に駆使いたしまして、何とか暴力団の壊滅に向けて努力をしてまいりたい、かように考えております。

ただ、やはり暴力団の壊滅に向かつて努力するためには国民皆様の御協力もぜひ必要でございます。そういう意味でこの法律の中でも都道府県センターという形で御検討いただいておるわけでございますが、そういう形で民間の方々と警察とが一体となつて暴力団の壊滅に大手からめ手から攻めてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○安田(修)委員 それで、その暴力団の勢力といいましょうか、俗にいわれておる縄張り、その実態ですね。そしてさらに、これらが国民党にどのような加害をしているかという、そうした状況につきましてお聞きしたいと思います。特に加害額といたことになりますと、司法上検挙されて実際の確定したものだけということになりますが、私は、皆さんの方で今日まで推定しておられるそうちのものも結構でございますので、大体、例えば訴訟関係でこうだとか、あるいは金額とかそういうもので、例えば傷害事件なんかでこういう件数があるとかいうようなもので結構でございますから、お聞きしたいと思います。

傘下に吸収をするというようなことがございまして、そういったことでその対立抗争を背景として威力をまさに示してその勢力を拡大を図つておるわけでございます。

特に最近の頗著な山口組の傾向といたしましては、やはり首都圏に豊富な資金源があると彼らは考へておるようでございまして、この首都圏地域へ競つて進出する傾向を強めております。昨年二月には八王子市内で地元の暴力団との間で同じような対立抗争事件を引き起しました。今後も、在京の有力な暴力団体、住吉会であるとか稻川会というものは、山口組の進出には大変な危機感を感じておるわけでございます。そういうものとの間で大規模な対立抗争の発生が強く懸念される状況にあります。こうした山口組の首都圏地域への進出は、同地域の住民の安全で平穏な日常生活に対する重大な脅威となつております。

このように、暴力団が国民に与える加害行為の最たるものはやはりこうした対立抗争でありまして、これが起こることによりましてその過程で使用される銃器の犠牲となりまして、最近、先ほど長官が御説明いたしましたように、昨年は三名の方が命を落とされる、警察官も二名殉職するというような形になつておりまして、こうした加害行為といふものが今後こうした三団体、特に山口組の寡占化状態と申しますか、勢力の肥大化が進むにつれてより大規模な形で、より激烈な形で起こつてくる、その過程で多くの何の罪とがもない一般市民が巻き込まれる可能性があるということが一番大きな加害行為であろうと思います。

さらに、その暴力団はやはり国民に財産的な損害を与えておるわけでございまして、どの程度それを推計する手がかりといたしまして私どもでは、平成元年の二月に暴力団の年間収入に関する調査をいたしました。それによりますと、概略を申しますと、これは推計でございますけれども、総額で大体一兆三千十九億円に上る収益を彼らは

が圧倒的に多いわけでございまして、一兆三千億円のうちの大体八〇%というものが非合法的に集められておる、合法的な資金集めといふのは二〇%弱にすぎないというような推計が出ております。

また、この非合法資金の内訳を御説明いたしますと、やはり何と申しましても一番多いのは、最近の傾向でございますが、覚せい剤によるもののが非常に多い。これは四千五百三十億円、全体の三・四・八%ということになつておりますと、統いて賭博、のみ行為といったものでの収入が全体の一六・九%、みかじめ料、いわゆる暴力団料といふことで、各地域のスナックであるとかバーであるとかそういうところを回りまして、いわゆる守り料、みかじめ料、用心棒代というような形で集めて回るもののが大体全体の八・七%。

それから、いわゆる民事に介入をしてまいりますと、交通事故の示談に介入をしてまいりまして不當な示談金を要求し、一部は自分が巻き上げるというような民事介入暴力が全体の七・三%でございます。この七・三%でございますが、この民事介入暴力という手法を使っての資金集めというのが最近非常に多くなつてゐるというのが一つの特色でございます。また、企業対象暴力といいますと、各企業を回つていろいろな形で金を集めましたように、民事介入暴力あるいは企業対象暴力といつたような犯罪行為をすればその資金源活動が増大をしていると見られておるわけでございました。

なお、繩張りの実態というようなことがございましたが、彼らは、今申しましていろいろな活動をする場合に多くの暴力団が全國にひしめくわけですが、各企業を回つていろいろな形で金を集めましたように、民事介入暴力あるいは企業対象暴力といつたような犯罪行為をすればその資金源活動が増大をしていると見られておるわけでございました。

いますが、そして
互いに決めます
ことでやるよ
うなことを
いいます。い
いしますもの
ございま
すが、
抗争とい
うのが
ると思
います。

いすれにいたしましても、この縄張りと申しま
すものは彼らにとっては生命線でございまして、
この縄張りの実態というものにつきましては、我
我としてもこれから大いにその実態を解明していく
かなければならぬというように考えております。
○安田(修)委員 いろいろと今お話を承ります
て、非常に広範囲に非合法活動その他行っている
ことはつづりませんが、まことに豊かな寺町
としての歴史がある寺町としての歴史がある寺町

お聞きしたいと思います。
皆さんそういうことで大変注意深く今日見詰めて
られたと思いますが、そうした実態がわかれば
どうぞおかりましたかさらに最近の特徴とし
て、経済活動に随分暴力団が進出しておる。特に
新聞報道によりますと、例えば山口組系といいま
しょうか、山口組そのものでしようか、株式投資
総額は約二百億円。それからまた、大手の繊維メ
リカーでありますクラボウ、この株を山口組系
で設立した会社が千五百万株も所有するというこ
とで関西で大問題になりましたが、これはなかなか
か検査上は難しいし、また皆さんの方からされ
ば、それは決して合法というわけにいきません
ので難しい問題があります。ただ、情報として、
お聞きしたいと思います。

○國松政府委員　ただいま委員お示しになりまして、たとおりの事実があるわけでございまして、最近は大阪におきまして、山口組系の暴力団の幹部が完全に支配権を持つてゐる会社が一部上場会社の株を買い占めた、それに使われた金が何と二百亿円に上るというような事実があるわけでございまして、やはり暴力団の活動といふものが、一般の市民生活に細々と介入していくる民事介入、暴力から、いわゆる企業暴力と申しますか、そういった

企業活動あるいは経済取引活動に進出してくるといふのが最近の顕著な特色でございます。そういう

ども今回の立法で考えておりますのは、結局そ
いつた上に行く金も下で集められるわけでござい

いた実態はいろいろあるわけですが、ども、いざれにいたしましても、私どもとして、そういういた行為の中から何らかの違法行為を見つけ出しまして、それを摘発をしていくという努力を今後ますますやつていかなければならぬと、いうように考えております。

ますので、その一番下の段階で集めるところに何とか網をかけてまいりたい。その網をかける場合に、今までの現行法におきましては恐喝にならないいどんにもならないというようなことでございまして、そのところが網の目にややはころびがあつたということが言えるわけでござりますの

そういう実態につきまして細々とここで申し上げる時間もないわけでござりますけれども、とにかく企業に対する不当な働きかけというのが最近非常に多くなっておるといいますことは、昨年私どもが実施をいたしました企業に対するアンケート調査におきましても明らかになつておるわけだと思います。調査で御回答いただきました企

で、そこを今回の新法によりますような手法によりまして、暴力的請求行為ということで彼らのやりますそういうた資金源活動をかなり包括的に網羅をいたしまして、それにつきまして我々の行政措置を適切に行うことによりまして究極的には彼らの資金源を断つていくということでこの新法を立案した次第でございます。

業全体の何と四部近いものが、そういった暴力団なり、あるいは暴力団周辺のころと呼ばれるような団体に、いろいろな形で金品の要求などもされておるというような実態もござります。そういうことは我々としても把握をしておるわけでございまして、そういうもののの中から何とか違法行為を見つけてまいりたいと思っております。

ただ、彼らのそいつた巨額の金というものは

○安田(修)委員 そこで、この本案をつくられるに当たりまして、これはなかなか新しい手法が入つておりますので、そういう点では、立法の先例等、諸外国、特にアメリカの組織犯罪規制法、こういう点などについて大変よく日本の法律と似通つてゐる、こういわれておるわけでございますが、これらの調査もされたと思いますが、そういう点で、特徴点について少くはなつて、こゝまで

一体どこから出でてくるかということをございます
が、そのもとをたどれば、末端の者がいろいろと
集めた零細なみかじめ料であるとか、あるいはち
ょつとしたかすりであるとか、そういうたよくな
るもの集積でござります。彼ら暴力団の中にい
わゆる上納金のシステムというのがあございまし
て、それぞれ組織の構成員となつた者は一定の上

○國松政府委員 今回本法を立案する過程におきまして、アメリカ、イタリア、ドイツ、フランスといった諸外国のいろいろな立法例、これらの国におきましては、いずれも組織犯罪に悩んでおるという実情があるわけでござりますので、そういった対策法規を持つておるわざでござります。そ

納金をより上位の者にどんどん上げていくという仕組みがございます。そして、一番上の者は相当の額、大変な巨額の金を手にすることができるというものが現在の彼らの中の金の動きになつておるわけでござります。

それで、一番上に行つてしましました金と申しますものは、これを犯罪として把握をする、あるいはこれを犯罪として切り出すというのが実はな

ういうものもちろん参考にさせていただいたところでございます。

ただ、こういった各國の組織暴力対策法というものにつきましては、それぞれの国の実情、それからそれぞれの国の中の組織犯罪といいますか犯罪組織の実情に応じまして区々でございまして、それをストレートに私どもの方に取り入れるといいますが、参考にすることにはなかなかまいらないと

率直な印象でございます。したがいまして、私どもといったしまして、やはり日本の実情に即した形で、私どもの現在の法体系の中はどう位置づけるかということを日本独自の立場で考えて立法しなければならないということで今回の法律をつくったわけでございます。

あらうと思ひますが、ラケティア活動という概念をもちまして、これは法律によつて全部列挙していくという形になります。要するに、マフィアのようなものがやりやすい典型的な暴力的な不法行為などといふことでござります。この本法におきまして、「暴力的不法行為等」ということで別表に列挙しております法律の内容とかなり似通つたものがある。

うな形の暴力的要素を規制していくのとは若干違つてきている点がございます。
その他、イタリア、フランスあるいはドイツにおきましては、イタリアの場合は特にマフィアの本家のようなところでござりますので、刑法においてマフィア型の結社の罪というのがございまして、これはトータルに結社を発起することや加入者のものが禁止されるということが犯罪として禁止されるということになります。そのほかフランス、ドイツにつきましても、そういう犯行結社型のものは加入を禁じられており、結社そのものの規制という形になつておるわけでございます。その点につきましては本法とは全く性格の違うものであると思うところでございます。

○安田(修)委員 本法案によりまして市民生活の安全を囲られるようになる、これは私たちの期待感というの是非常に大きいわけでございます。ただ、世上、暴力團にかっこよさを求めて、そのかっこよさといふのはいろいろ問題があるのでござりますけれども、中にそうした点を求めて毎年二千名ぐらいの新入社員ならぬ新しい組員になる若者があらわれておる、こういわれております。

者が何らかの非行集団に加入しているというふうな結果となつておられますと、暴力團に加入する者の中で少年や少年期に非行等の経験を有する者が多くを占めているというのが実態でございます。暴力團が少年を人的供給源としているという実情がうかがえるかと存ずるところでございます。

こうした実態にからがみまして、これまで私もさるには関係機関、団体との連携活動を通じまして、暴力團から少年を守り、その健全育成を図るように努力をしてきていたところでございますが、現状におきましては、暴力團による少年に対する働きかけというのは依然として憂慮すべき状況にある、こうしたこれまでの活動だけでは必ずしも十分に対処できない実情にあると言わざるを得ないかと思うわけでございます。

今回の法律案が成立いたしますれば、指定暴力團の構成員による少年に対する加入の勧誘等の行為を規制することができるわけでございまして、この問題についてもより効果的な対応が図られると考えておるところでございます。

○安田(修)委員　総務省の方にお聞きするのであります。が、今警察庁の方は、補導なり、犯罪が起きた場合の取り締まつた結果の中からの統計を中心にしていろいろと対策等を言っておられるわけありますが、問題は、今の青少年対策について國としてどのように考えていくか、大きい問題も抱えるわけであります。最近よくいわれた試験地獄であるとかゆとりのない教育とか、いろいろな

○開口政府委員 県警察が平成元年に、各都道府県警察を通じまして、暴力団に加入して二年以内の暴力団員を対象にして一つの調査をいたしました。その調査結果によりますと、暴力団加入時の年齢、すなはち何歳のときに暴力団に入ったか、その年齢について見てみますと、二十未満で暴力団に加入了した者が約三分の一でござります。それから、三分の一の者が家出を経験している。まあ、中学校卒業時から十八歳ころまでに約六割の

者が何らかの非行集団に加入しているというふうな結果となつておしまして、暴力団に加入する者の中で少年や少年期に非行等の経験を有する者が多くを占めているというのが実態でございます。こうした実態にからがみまして、これまで私がうかがえるかと存ずるところでございます。
暴力団が少年を人的供給源としているという実情談活動、少年の福祉を害する犯罪の取り締まり、さらには関係機関、団体との連携活動を通じましで、暴力団から少年を守り、その健全育成を図るよう努めをしてきてはいるところでございますが、現状におきましては、暴力団による少年に対する働きかけというは依然として憂慮すべき状況にある、こうしたこれまでの活動だけでは必ずしも十分に対処できない実情にあると言わざるを得ないかと思うわけでございます。
今回の法律案が成立いたしますれば、指定暴力団の構成員による少年に対する加入の勧誘等の行為を規制することができるわけでございまして、この問題についてもより効果的な対応が図られると考えておるところでございます。
○安田(修)委員 総務室の方にお聞きするのであります、今警察庁の方は、補導なり、犯罪が起きた場合の取り締まった結果の中からの統計を中心にしていろいろと対策等を言つておられるわけであります、問題は、今の青少年対策について國としてどのように考えていくか、大きい問題も抱えるわけであります。最近よくいわれた試験地獄であるとかゆとりのない教育とか、いろいろな教育上の問題、あるいはまた生涯教育の中でもそれになる子供たちとというのが教育の世界でも出てくるわけでありますけれども、それが切り捨てられていくことについて今の教育制度に問題がないかといふことがしばしば問題になつております。
今NHKで「世界の先生」というテレビが入っています。私、ちょっと時間の都合で晩にひょつと

アのことなをやつてゐるのを見ますと、かなり日本と違つた丁寧な、障害児と健常児の差別がないように、小さいときから、口だけではなく実際に障害者の不自由さというものを健常者に教える、その実地の指導をやつてゐるのを見まして、ううんと実は思ひました。かつてはアメリカでも、交通事故そのものを持たせるのに、小学校の一年生から、駐車とか、何メートル車間距離をとるとかスケールなどに記入したのを持たせて、交通安全教育を既に教わつてゐるとか、いろいろな点で、やはり詰め込みなり数値だけの偏差値を追つていくといふ教育のあり方に警鐘を投げかけるのもなるほどなという感じを私たち素人でも持つわけであるります。

等の広報啓発活動の強化といった面に限らず、学校における指導の充実、あるいは家庭の教育機能の強化に対する支援策、あるいは有害環境の浄化活動の推進といいます。ような各般の諸施策を講じてきているところでございます。

す。徹底的に取り締まれという意見も警察のOBの中にもこれまで論文その他で発表されたり、テレビ等でも言つていらっしゃる方もござります。さらには、先ほどからの皆さんから発表していただいた中でも、いろんな経済活動あるいはまたいろんな彼らの、合法的にやろう、あるいは非合法の中でも今までと違つて非常に知能を使ったやり方が随分ふえている。そういう点では科学的な知能重視の捜査体制ということも必要になってくるんじやないか。第一線はこつこつといろんな情報をとり、足をかけてやっておる。ほかのいろんな事例集等、また、皆さんから出でていないほかのやつを見ましても、中には、日本の場合は交番が網の目のようにありますから、交番の巡回の中でたまたま得た情報が暴力団摘発の端緒になつたと、いろいろ

ら、まさに我々も知能犯と同じような形の捜査手法を持たなきやいかぬと思ひますし、相手と接觸して情報をとるというやり方もこれからは違った方法で考えていかなきやならぬと、いうようなことだと思います。御指摘のとおり、もっと科学的な

方法で相手に迫れる方法をさらに開発しながら暴力團取り締まりに当たってまいりたい、かよう

に思います。

○安田(慤)委員 そこで、法第一条におきまし
て、「暴力團」というのは「その団体の構成員が集
団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行ふこと
を助長するおそれがある団体をいう。」こういうこ
とが書いてあります。これで尽きておるのでござ
いましょうが、ただ、この暴力團の構成要件とい
うのはどのように見たらいいのだろうかというこ
とで具体的な判断をお聞きしたいと思います。

○國松政府委員 この二条の二号によりまして
「暴力團」ということで定義づけをしております団
体、暴力團と申しますものは、これは警察が從来
からその動向を把握し、取り締まりの対象として
おりますいわゆる我々が暴力團といったものをこ
こにこういう形で書いたということをございまし
て、今までの概念と何ら変わることはないわけ
でござります。

○山田説明員 先生今申されたように、青少年が落ちこぼれにならずに、非行を防止し、健全育成を図るために、お示しのとおり地域、学校、社会が一体となった総合的な施策が重要であります。というふうに総務省としても認識しておるところでございます。したがいまして、現在、各種の関係省庁との連絡調整のための会議体等を設けまして、各関係省庁と連携しまして、補導あるいは相談を行つて、青少年対策のあり方についてひとつお聞きしたいと思います。

そこで、青少年が教育の面あるいは社会の観点、いろいろな点で総合的に進められなければならぬ問題ではなかろうかと思ひますし、総務省にて報道でございますから事実であるかどうか私はわかりません。もしそういうことが仮にあつたとすれば、これは当然断ち切つていかなければなりません。

そしてさらに、まあ暴力団の問題というのは何といっても被害者が届け出を出さないことに大変困るわけでございます。それは当然皆さんも今までの対策でも考えておられる。仕返しを怖がる。皆さんが出してくれる暴力団関係の今まで起きたいろんな事例集等を見ましても必ずそこに、仕返しを恐れて、だから金を出したというのが、ほとんどそうでございます。

○鈴木(良)政府委員 お話のとおり暴力団は大変変わってきております。私どもも今まで、必要に応じて相手と接触をして情報をとらなきゃならぬことがあるわけでございますが、いろいろ報道されておりますように、情報を出さないぞというようなことも恐らく現実にこれから起きてくると思います。大体、従来の余りかたぎには迷惑かけないという暴力団の仕様も地に落ちまして、目的のためには手段を選ばないという形で一般国民に迷惑をかけることを何とも思わないという状況になつてきておるわけでございます。

そういう中で我々も、今御指摘のように、暴力団の取り締まりのやり方を相当工夫をしていかないといけないというふうに思います。特に経済面にかなり乗り出してきておるわけでござりますから

そして、そういう要件がある場合にここでいいますような「集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいふ。」のかということでござりますけれども、私もといたしましては今まで、今度のよう法律によつて定義づけて暴力団といふものを見てきたわけではございませんで、一つ一つの事実を積み上げて、大体ここで書いておりますような団体を暴力団といふことで取り締まりの対象にしてきたわけであります、その要素と申しますものは、まず第一番目の要点といたしましては、その構成員が暴力を直接または間接行使をいたしまして、覚せい剤の密売であるとか賭博であるとかのみ行為であるとか恐喝といったような、いわゆる非合法行為によってこそと見てる、うどん、身の回り

程でその組織の暴力というのを使っていて、その背景として使う、あるいはまさにそういうものを赤裸々に使うという場合とかいろいろあるわけでございましょうけれども、そういった力、組織の暴力というものを直接または間接的に行使してそういうことをやる、そういうものがあるというのをやはり暴力團の一番の要件であろうと思います。

そのほか、これは最近余りやらなくなってきたというような話もあるわけでござりますけれども、いわゆる杯事ということを彼らはやるわけでございまして、杯を交わすという形によりまして親子あるいは兄弟といったような擬制的な血縁関係を持つというのが、彼らの中での一つ独特の組織の倫理と申しますが、そいつたようなものと見て存在をしておるということがござります。そういうふたつのようなものも暴力團の一つの要件として我々はカウントをしていくわけでございます。

そのほか、暴力團の内部におきましては、内部統制というものを大変やかましく申します。今申しましたように、擬制的ではあれ親であり子である、なるべく本当の親、本当の子であるがごとく擬制を強めていくというのが彼らの一つの倫理觀でございますから、その内部の統制につきましても非常に厳しい。破門であるとかいろいろな形での内部統制手段を持っておりますし、そのほかそれを破ります場合には大変厳しいリンクなどを行なうようなこともござります。

それから、先ほどもちょっと出ましたけれども、繩張りというものを持ちまして、その繩張りをめぐつていろいろな対立抗争をしておる。その対立抗争はどういうことをやっておるのかというようなことも一つの要件でござります。

また、これも彼ら独特的の風習でござりますけれども、組員が刑務所に入る、そういうのが出でくるといいますと、いわゆる放免祝いと称しまして

大変盛大なお祝いなどをやる。あるいは組長その他の幹部の襲名披露というようなことをやるわけでござります。そういった襲名披露であるとか出でます。そういうふたつが把握しておられていって、それで暴力團であるというような要件を確定していくということで、私どもとしてはこれまで暴力團というものを把握してきたところでございます。

○安田(修)委員 局長、長いことおっしゃいましたが、今度新法を皆さん出されたのですから、既にいろいろな特集をしている報道、雑誌社がございまして、いろいろ見ますと、杯事はもうやめよう、そういうのをやると一遍わかるからやめよう。それから今おっしゃったようないろいろなことで面を切るような、暴力團として見られるような彼らの繩張りの中のいろいろな行事、そういうものはなるべく目立たないよう、やめようとが、新たな対策、彼らなりの善後策があるということが報じられておりますが、そういう現象だけでもう見られなくなってくるのじやなかろうか。そうしますと、一見暴力團とはわかりがたいようなことはなっててくるのじやないか。指定暴力團の場合はちゃんと法律に書いてありますからわかりますけれども、ただ法律にある暴力團という定義の中にあるのは、先ほどの短い文だけございますので、これだとちょっと暴走族みたいなものにおいて暴力團にも行かない、ただやんちやでわあわあやつておる場合でも、何かわかりにくいような感覚のものもあつたりした場合に、これは困るなどいうことで実はお聞きしたわけです。

たまたま皆さんの暴力團白書の中にはこういうことを書いておりますね。警察においての暴力團という定義づけに、「博徒、的屋等組織又は集團の威力を背景に、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織」と定義しておる。博徒、テキ屋というのは、もう既に彼らはそこからずつと出してしまって昔とは違つてしまつてしまふので、この定義だけではもう通らないことはもちろんでございます。そこで、その中の具体的な

問題として、皆さんの中に、「暴力團は、その高い犯罪性、特有の組織原理、繩張の設定、暴力を背景としての経済目的の追求等を特徴として持つてゐる。」という、私、この中にかなりせんじ詰められた考え方というのがあるのじゃないか、こう思ふのですね。

ですから、これから尺度というものはこういふものを中心にして、例えばこの中に、その高い犯罪性、特有の組織原理あるいは暴力を背景とした経済目的の追求とか、そういうのはやはりこれから特徴だらうと思うのです。皆さん自身が既にいろいろな特集をしている報道、雑誌社がございまして、いろいろ見ますと、杯事はもうやめよう、そういうのをやると一遍わかるからやめよう。それから今おっしゃったようないろいろなことで面を切るような、暴力團として見られるよう、彼らの繩張りの中のいろいろな行事、そういうものはなるべく目立たないよう、やめようとが、新たな対策、彼らなりの善後策があるということが報じられておりますが、そういう現象だけでもう見られなくなってくるのじやなかろうか。そうしますと、一見暴力團とはわかりがたいようなことはなっててくるのじやないか。指定暴力團の場合はちゃんと法律に書いてありますからわ

かりますけれども、ただ法律にある暴力團という定義の中にあるのは、先ほどの短い文だけござりますので、これだとちょっと暴走族みたいなのにおつて暴力團にも行かない、ただやんちやでわあわあやつておる場合でも、何かわかりにくいような感覚のものもあつたりした場合に、これは困るなどいうことで実はお聞きしたわけです。

たまたま皆さんの暴力團白書の中にはこういうことを書いておりますね。警察においての暴力團という定義づけに、「博徒、的屋等組織又は集團の威力を背景に、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織」と定義しておる。博徒、テキ屋というのは、もう既に彼らはそこからずつと出してしまつて昔とは違つてしまつてしまふので、この定義だけではもう通らないことはもちろんでございます。そこで、その中の具体的な

になつてくるというようになると思ひます。そして私どもとしましては、二条の一號で、先ほど申しましたように、今まで我々が把握しておられた暴力團というのを定義づけたわけでございましたが、ただいま先生御指摘のあったような傾向を見込んだ上で、それを典型的な形で示していきますが、彼らの組織原理を高めて、組織の威力を維持増大をさせて、そしてその威力を組員に利用させながら、その組員が今申しましたような質的に唯一の目的とするような組織を指定暴力團としてとらえて、その組員に対しましていろいろの新法のいろいろな規制といふものを運用してまづかろうか、私、こう思うわけです。そういう点でどうでしようか。

○國松政府委員 その点はもちろん御指摘のとおりでございまして、今まで私どもが暴力團として把握しておりますその把握の仕方といふものは、今言つたようなことでございますが、一番最初に申しました資金の獲得の仕方がこれからは経済目的、経済取引に入れたような形での資金の追求といふものが多くなつてきているということもあります。ただ、その場合でも、いつの時代でも変わりませんのは、またそれが暴力團の暴力團たるゆえんでもございましょうけれども、組織の威力といふものを常に背景にしてやつていくらうと思います。ただ、その場合でも、いつの時代でも変わませんのは、またそれが暴力團の暴力團たるゆえんでもございましょうけれども、組織の威力といふものを常に背景にしてやつしていくことであらうというふうに思います。そして、その威力を保持し、あるいはそれを高めていくために、やはり高い組織原理といいますか内部統制といいますか、そいつたものも持つておくといふことが彼らにとってどうしても必要なこと

○國松政府委員 本法におきましては、都道府県公安委員会が暴力團を指定しようとする場合には、国家公安委員会の確認を求めてもらわなければならぬ。国家公安委員会が確認をする場合には審査専門委員の意見を聞かなければならない。その意見が聞かなければならぬという規定が置かれているわけでございます。

こういう規定を置くに至りました理由と申しま

で、そうした皆さんの方のこれから施行に当たりましてのいろいろとまた聞いたりあるいは意見を述べたりするというような機会が持てる機関づくりも当然出てまいりますので、そういうような中でもまた皆さんの方からこうなったぞということをお聞きする機会があるかと思います。それではぜひそういう点でお願いしたいと思います。

さて、暴力団の構成員が暴力団員であるというのは当然でございますが、その認定基準ですね。指定暴力団員の場合は割合にわかりやすい。一般的の暴力団の場合、私たちも今まで、構成員、準構成員ということでは警察関係でよく把握してあるようには伺っております。一体今度の場合、普通の暴力団の場合の認定基準というのは、先ほどのように杯事があったとかいうなら一応はつきりしておるのでございますが、どうもそういう点はけてくるようなことがあります。認定基準はいかように見ておられるか。それからまた、開示申請があつた場合あるいはまた不服申し立て、こういうような権利関係といふのはどこにも出てないわけですが、そういう点は皆さんの方で何か考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

○國松政府委員 暴力団の構成員ということになりますけれども、暴力団そのものは明確に指定をいたします。その指定をいたしました場合には、その暴力団を構成する者でありますけれども、その暴力団の構成員といふものは当然常に明確に決まってくるものだというふうに思つております。と申しますのは、暴力団の団員であるかどうかということは実は本人が一番よく知つてはおるのでありますけれども、外に向しましてもはつきりしておるわけでございます。特に、日本の暴力団の一つの特色でございますが、彼らは暴力団の構成員であるということについての認定の内部的な基準というものを持つておりますけれども、いろいろな威力を使おうということがあるわけですから、そこをつけるとかそういうことでむしろ誇示をする。そして、誇示をして、それによって組織の

くなつてくるかもしませんけれども、しかし、それは表に見えなくなつてくるだけでありまして、彼らの組織の内部におきまして、あるいはその周りにおきまして、あるいは本人自身におきましては構成員といふのはおのずから明白に決まってくるものでございます。そういう意味で、私どもいたしましては、暴力団の構成員といふのは暴力団そのものを指定すればおのずから決まってくるものというふうに考えております。ただ、もちろん、おのずから決まつてゐるといいまして、も、ほつておいたら向こうで手を挙げてくれるわけではありませんので、私どもとしては客観的な事実でそれを認定してまいりることになるわけでございます。

その場合の認定のいわば客観的な事実というものはどういうことかと申しますと、繰り返すようござりますけれども、例えば構成員の名簿といふものを持っています。それから、いわゆる組葬などの行事に際しまして、金集めのものでありますけれども、回状といふものを作ります。その中に組員といふものははつきり出ておる。それから、暴力団の事務所に掲示してある名札というようなものがあるということでござります。これは今後、この新法の施行になる前から既にこの辺はばたばた隠しておるわけでありますが、これは隠しておるだけでございまして、そういうのがなくなつてしまふわけでは全然ないわけです。これは、なくなりますと彼らとしては收拾がつかなくなるということになります。したがつて、我々は、この客観的な事実を認定する資料を探すのにつきましては今までより若干苦労するかもしれません、とにかくこういうもので認定をしていくということは今後も変わらないわけでございます。こういった客観的な事実で構成員を認定する。

そのほか、代紋の入ったバッジを使用しておるということ、あるいは中で、どうしても彼らの義務といたしまして上納金といふものを納めなければならぬわけでございますが、そういうものを納

めているかどうかといふことの客観的事実といふようなもの、それから、本人が自称しておる、我々の供述調書の中でも彼らは組員であるといふことを誇らしげに言うわけであります。今後これはまた若干変わってくるかもしれません、しかし、これは本人が一番よく知っている事実でござりますから、そういうふうな客観的な事実を総合的に厳格に判断をいたしまして構成員というのを我々としては認定してまいりたい。しかし、私は客観的な事実として認定いたしますが、社会的な実態といたしましては暴力団の構成員といふのは常に明らかになつておるものというよう考へておることでございます。

それから、不服申し立ての関係でございます。これは、指定暴力団員に対しまして暴力的 requirement 行為の禁止に係るいろいろな個別に命令が発せられる場合がござります。そうした場合におきましては、その指定暴力団員は、自分が指定暴力団の構成員であるかどうかといふことも含めてその命令について争うことができるようになります。当然のことについては不服申し立ての道は開かれております。今申しましたように、自明の理といふことで、我々は客観的な事実でそれを認定するわけであります。警察のその客観的な事実と称する認定資料はおかしい、おれは構成員じゃないといふような場合がありましたら、その場合は不服申し立ての道は開かれておるということをございます。

なお、開示申請の権利ということをございますが、これは今申しましたように、一つ一つの個別の要求行為などにつきましての我々の命令がありましたが場合には、そのことの事実、その要求行為があつたとかなかつたということとあわせまして、自分が暴力団の構成員であるかないかとということをつけ加えて争うことができますので、それはそれでよろしいわけであります。事前に開示申請の権利を認めるというようなことは、私どもは今のところ考えておりません。

と申しますのは、先ほど来申しておりますよう

○安田(修)委員 暴力的要挙行為の中止または再発防止命令というのがあるわけであります。が、その場合に必要な事項については私は列挙して示していただきたい方がいいんじやないか。暴力団の暴力的要挙行為の中止または再発防止命令でございますので余り問題ないんじゃないかという意見もありますが、他の法との均衡もござります。そういう点で、これらが乱用されるということはないと思いますが、皆さんも、ここまで限界だらうとかこういうものだらうと、いう歯どめ措置というのを考えておられると思いますが、そういう点についてお伺いしたいと思います。

○國松政府委員 暴力的要挙行為等に関する措置命令を下します場合の必要な事項と申しますものにつきましては、先ほどちょっと御説明したところでございますけれども、命令を下す場合にその必要な事項というものを公安委員会が裁量することができるという趣旨では全くございませんで、それぞれの場合におきまして、命令の対象者であるとか命令の要件であるとかその内容であるとかいうものは、個々具体的な暴力的要挙行為の内容に応じておのずからもう決まつてしまつておしまして、そこに公安委員会としての自由裁量であるとか、裁量するというような余地はないもの

۱۰

ただ、それをこのように「必要な事項」ということで書きましたのは、十一項目もいろいろな形での要求行為があるわけでござりますから、その一つにつきまして必要な事項というものは変わつてくるわけであります。それを法令の中でいろいろ列挙していくというのはちょっと不可能ではないのかというふうに思うわけでございまして、措置要求といふのは、非常に多くあります十一項目につきましてそれをひつくるめて、そういう行為があつた場合には中止命令なり再発防止命令がかけられるよということをございますので、その再発防止命令の内容が場合によつていろいろ違つてくる。したがつて「必要な事項」としか書きようがないということであるうと思ひます。

とし、とてもまた抽象的でござりますので、具体的にどんなものがあるかといいますか、必要な事項が場合によつていろいろ違つてくるということを御説明するために若干例を挙げてみますと、例えれば九条五号の違反に当たる、繩張りの中で品物を買えだるまを買えというようなことを自分が繩張りの中で彼らはいろいろやつて歩く場合があるわけでございます。そういう物品購入契約の申し込みをした、ところがまだ代金の交付を受けない場合に措置命令をかけていくというようなことになつた場合には、そういう買賣契約書といふのがあるわけでござりますから、それを例えば命令をかけていくというような場合には、そういうことをやつちやいけないよ、そして当該契約の申込書を破棄しなさいという命令を下すのがこの場合でございます。それからもう一つは、暴力団の員がある一定の地域のスナックにおしほりのリースをやつしていくといったような行為があつた場合には、その一定地域内の他のスナック業者に対しましておしほりのリースを受けることの要求をすることを禁止をする、中止させるというようなこともしていかなければならぬわけでありま

までもその必要な事項というものは個々具体的な場合にもう決まっておるわけでありますので、公安委員会がその必要な事項を選択をするといいますか、選ぶということは私どもとしてはないものではないということを御理解をいただきたいと思います。そういう意味で、この必要な事項の命令の乱用ということとは私どもとしてはないものだと思いますが、なおそいつた御指摘の点も踏まえまして、こういった措置命令の場合に出します必要な事項と申しますものが余り漠然としておりまして、相手に対して何を言っているかよくわからぬいうような包括的かけ方にはならないよ的な運用において、相手に対して非常に幅広い、本来禁止しなければならないこと以外のことまで禁止してしまいうような包括的かけ方にはならないよ的な運用というものを考えまして、そういう意味での乱用の防止というものは当然我々として考えていかなければならぬと思いますが、ただ、「必要な事項」と書いたことから来る乱用のおそれというものはないものと考えております。

のに、例えば対立抗争に関する、指定暴力団の務所で凶器を保管している疑いがある場合に、その保管の有無を確認するなど、その事務所に立ち入りなければ本法の違反事実の確認ができない場合に限られるわけでござります。た、その場合でも、立ち入ることができる場所に立ち入りの目的を達成するためには必要な範囲に限定されるところでございます。そして、立入検査について申しますと、このようない法第二十一一条第一項に規定されておりますように、立ち入りの場合は解釈上明確かつ限定的な場合を指すものであつて、この法律の施行に必要な限度においてそれができるということございまして、このことは、立入検査につきましては、書いてございますが、この書きぶりでござつて、書いた立ち入りの要件というものは明確になつてゐるものというように私どもとしては思つてございます。

事ちそ場はまかはすが限査第場そつてうじきわはじさうとこと思ふこと

的要件に該当するか否かの判断に、暴力団の組織的実態、組織暴力団の活動実態等に関する専門的な知識を必要といたします。そこでこれらの専門的知識を有する国家公安委員会が、社会団体であるとか政治団体及びその活動や法律に関する専門的な知識などを有する審査専門委員の意見に基づきまして確認を行ふこととしておるわけであります。

したがつて、これに対する不服申し立てにつきましても、裁判所の判断の前に、まず国家公安委員会が審査専門委員の意見を聞いて判断を行うことがあります。

第一は、暴力団の指定は本法の対象を確定する重要な処分でございまして、聽聞や確認などの厳格な事前手続が置かれております。このような厳格な手続を経た指定が専門的な判断にすぐれいる行政手の判断を経ることなく裁判所の判断にくだねられることは、厳格な事前手続を定めたこの法の趣旨にそぐわないものではないのかと考えられるわけでございまして、この二点が不服申し立てを前置した理由であると考えております。

○安田(修)委員 長官にまたお尋ねするのですが、暴力追放運動推進センターができるわけありますから、暴力追放の運動というのは国民の理解、協力のもとに広がっていかなければ目的が達せられない、こう思うのです。率直に言って、警察関係であるこの種のものについては、今までのいろいろな組織というのは、どうしても一般大衆とはしつくりいかないのですね。そこで、今度はどうでも多くの人たちにセンターを通じて運動が広がるというようなことをまずやらなければならぬ。公安委員会がこれの指導、援助ということになりますのでちょっとやはりかたい感じがするのです。その点、初めの出だしが大変大切だと思います。そういう点で、まず皆さんの方のこれをやられる場合のお考えをお聞きしたいと思いま

2

等を各府県でつくっていただきておりますけれども、それは大体各界各層の方々を網羅して総ぐるみでやつていただいているのが例でござります。公益法人になつているのもありますし任意団体も

といふでござるが

て、そういった利用するような体質というものを是正してまいりますが、いきなりそういうふた場合の企業名を公表するというようなことは、今のところ一般的には考えておらないところをございまして、そういった十条の適切な運用を行ふことで十分効果的であるうと思います。

ただ、大変例外的に、例えば私たちが幾ら措置命令をかけても何遍も何遍も繰り返すというふうにござりますと、そろそろこの二つは、

○ 関口政府委員　先生御指摘のよう、最近小型船舶を利用いたしまして沿岸からけん銃を搬入するという事案が発生をしております。現在警備上、この例にのつとりましてその氏名が公表されるとうようなことはあらうと思いますが、そうでなくして一般的に企業名を公表していくことは、はんのところ考えておらないところでございます。

○ 安田(修)委員　銃やピストルが最近小型船舶によつて密輸入されているという事例がよく出てこりますが、これの対策はどういうぐあいに考えられますか。

序でトカレフ型のけん銃の事案を捜査しておりますが、そのルートもこうした漁船を使ったものではないかということで、その全貌の解明に努めているところでございます。この種の事案というのは一回で大量のけん銃を持ち込むというこ

で、形態としても極めて悪質であると考えておるところです。また、我が國の地理的な特性というものを考えるならば、今後ともこの種の事案が発生するのではないかと危惧されるところです。

そこで、本法案が成立して施行された場合、現状の暴力団の活動はどの程度まで抑制できる見通しがあるのか。本来は暴力団そのものをなくさなければなりませんが、取り締まりに当たる国全体の問題でございますが、取り締まりに当たっておられる警察庁の最高責任者として所見をお伺いしたいと思います。

○鈴木(良)政府委員 御指摘のとおり、この法の通用につきましては十分人権に配慮しながら慎重に運用をしなければならぬと思います。また、せつかくつくっていただきます法律でござりますから、十分に活用して暴力団の壊滅のために努力をしてまいりたいと考えます。

しなければならぬ、かようにもえます。先ほどいろいろお話の中で取り締まりの方法につきましても貴重な御意見を賜りました。私ども

も、もう一回体制なり取り締まりの方法に十分工夫を加えまして、暴力団の壊滅のために全力を挙げます。

○安田(修)委員 それで終ります。

とし、この際、休憩いたします。
午前十一時五十七分休憩

午後零時三十分開議

○森田泰貴長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします 中沢健次君

たけれども、改めて私の方から、具体的な内容に入前二つほど公安委員長あるいは警察庁の長官にもお尋ねをしたいと思うのです。暴力団新法の関係は今月の十二日に国会に提出をされてまいりました。そして昨日この委員会へ付託になって本日審議、しかも国会がもう事実上の終盤でございまして、きょう一日で議了しなければいけない、このこと 자체は極めて異例だと思います。同時に、今全国的には地方の統一選挙の第二ラウンド、明後日が投票日でございまして、そういう全国的な大事な政治決戦のさなかに開かれます。私は、こういう重要な法案であるというることは十分承知をしておりますから、十分時間をかけてやりたいという気持ちがありましたが、それでも、最終的にきょう一日で議了をせざるを得ない。しかし本来、こういう初めての非常に規模の大きい新法でありますから、国家公安委員長としても警察庁の長官としても少し時間的な余裕を持って国会に提案をしていただいて、立法府の我々がじっくり勉強をして、じっくり議論ができるよううなそういう時間的な余裕というのをぜひ欲しいと思うのです。今回はやむを得ないと思いますが、今後の問題も含めて、ひとつこの点について、公安委員長と警察庁の長官の方からそれぞれ御見解、今後の問題について触れてお尋ねをしておきたいと思います。

○吹田国務大臣 中沢先生のお話はまさにそのとおりであります。弁解の余地はありません。提出がおくれましたことはまさに公安委員長の私にすべての責任があるわけでありまして、まことに遺憾に存じております。

ただ、せっかくの新法でありますだけに、しかも相手は暴力団組織でありますだけに、憲法で保障されておる自由とかいろいろなそういう人権とかという一つのすばらしい内容を憲法に持つておりますだけに、そのこととの整合性といふものも考えていかなければならぬということを考えますと、学識——経験者というのはないにしまして、學識の関係者、あるいはまたこれに対する非

常な深い御理解をいただいておる方々、そういう入った方々の御意見、あるいはまた我々に対します御指導、こういったものもちょっとしながら法律をつくつていいこうということになりましたものであります。同時に、今全国的には地方の統一選挙の第二ラウンド、明後日が投票日でございまして、そういう全国的な大事な政治決戦のさなかに開かれます。私は、こういう重要な法案であるということは十分承知をしておりますから、十分時間をかけてやりたいという気持ちがありましたが、それでも、最終的にきょう一日で議了をせざるを得ない。しかし本来、こういう初めての非常に規模の大きい新法でありますから、国家公安委員長としても警察庁の長官としても少し時間的な余裕を持って国会に提案をしていただいて、立法府の我々がじっくり勉強をして、じっくり議論ができるよううなそういう時間的な余裕というのをぜひ欲しいと思うのです。

○鈴木(良)政府委員 この法案につきまして広く各界各層の御意見を承るということでやつていただきたいと思いますから、大変遅くなりました。言

うでございますから、大変遅くなりました。言ふべきよの御審議をいただくということは、全く感謝にたえません。おわびを兼ねながら、皆さん方

の出する時間もおくれましてこうしたことに相なります。

したが、非常な御高配をいただきながら法律

をつくつていいこうということになりましたものであります。同時に、今全国的には地方の統一選挙の

第二ラウンド、明後日が投票日でございまして、

そういう全国的な大事な政治決戦のさなかに開かれます。私は、こういう重要な法案であるというこ

とは十分承知をしておりますから、十分時間をかけてやりたいという気持ちがありましたが、それでも、最終的にきょう一日で議了をせざるを得ない。しかし本来、こういう初めての非常に規模の大きい新法でありますから、国家公安委員長としても警察庁の長官としても少し時間的な余裕を持って国会に提案をしていただいて、立法府の我々がじっくり勉強をして、じっくり議論ができるよううなそういう時間的な余裕というのをぜひ欲しいと思うのです。

○中沢委員 今公安委員長と警察庁長官の方から同じような趣旨でお答えがございました。私は正直言いまして、今回に限つてということで、これ

から問題がとれますように、今後の法案の提出に関しましては努力をしてまいりたい、かように考えております。

○森田委員長 お答えいたします。委員長といたしましては、理事会の協議に基づき、本案の成立後速やかに本法律の運用について調査、検討するための小委員会の設置をお諮りいたしましたと思ひます。

○中沢委員 具体的なお答えをいただきましてありがとうございます。

それで、公安委員長と警察庁の長官に同様のことで少し角度を変えましてお願いをしておきたい

と思います。

いずれ小委員会の設置になると思います。したがつて、政令、規則の原々案はもちろん行政府の責任でおつくりになると思いますが、その問題についても小委員会で立法府の我々も十分議論をさせていただきたい、その辺をひとつ、行政府のそ

れぞれの責任者として、念のためにお答えをいただいたいと思います。

○吹田国務大臣 ただいま中沢先生の発議で委員長から意思表明がございました。この委員会に専門委員会等を、小委員会を設置してこれからさ

れに内容を詰めていく、そしてこれが本当に法律のでき上かりました後的精神に沿つた運用がなされ

るような面についての御研究がなされるというこ

とであります。我々といたしましては、そういう

う国会における御協議に対しましては政府として

は全面的に協力を申し上げなければならぬという責任がありますから、そういう姿勢でこれからも

ういうふうに考えております。

○鈴木(良)政府委員 政令、規則につきましては各党間の合意がされたわけでございます。

まず冒頭、委員長にお願いをしたいと思うのであります。ああいう理事会の議論の経緯がありますので、ぜひひとつ、名称ですとかあるいは性

格なんということは余りこだりませんが、大体

議論に私も入っていきたいと思います。

そこで、法案の作成過程におきまして私なりに

若干の問題意識を持っております。その一つは、午前中の質疑の中でも、特にこの新法というの

人権の問題にも関係をする、憲法で保障されていますが、委員長の方からお答えをいただきました

思ひます。それが、委員長の方からお答えをいた

ります。

○中沢委員 それでは安心してこれから具体的な

議論に私も入っていきたいと思います。

そこで、法案の段階でお話を申し上げまして御意見を賜りまして成案を得ていきたい、かように考えてお

ります。

○鈴木(良)政府委員 政令、規則につきましては各党間の合意がされたわけでございます。

まず冒頭、委員長にお願いをしたいと思うのであります。ああいう理事会の議論の経緯がありますので、ぜひひとつ、名称ですとかあるいは性

格なんということは余りこだりませんが、大体

議論に私も入っていきたいと思います。

そこで、法案の作成過程におきまして私なりに

若干の問題意識を持っております。その一つは、午前中の質疑の中でも、特にこの新法というの

人権の問題にも関係をする、憲法で保障されていますが、委員長の方からお答えをいた

ります。

○鈴木(良)政府委員 政令、規則につきましては各党間の合意がされたわけでございます。

まず冒頭、委員長にお願いをしたいと思うのであります。ああいう理事会の議論の経緯がありますので、ぜひひとつ、名称ですとかあるいは性

格なんということは余りこだりませんが、大体

議論に私も入っていきたいと思います。

そこで、法案の段階でお話を申し上げまして御意見を賜りまして成案を得ていきたい、かように考えてお

ります。

○鈴木(良)政府委員 政令、規則につきましては各党間の合意がされたわけでございます。

まず冒頭、委員長にお願いをしたいと思うのであります。ああいう理事会の議論の経緯がありますので、ぜひひとつ、名称ですとかあるいは性

格なんということは余りこだりませんが、大体

議論に私も入っていきたいと思います。

そこで、法案の段階でお話を申し上げまして御意見を賜りまして成案を得ていきたい、かのように考えてお

ります。

○鈴木(良)政府委員 政令、規則につきましては各党間の合意がされたわけでございます。

まず冒頭、委員長にお願いをしたいと思うのであります。ああいう理事会の議論の経緯がありますので、ぜひひとつ、名称ですとかあるいは性

格なんということは余りこだりませんが、大体

議論に私も入っていきたいと思います。

そこで、法案の段階でお話を申し上げまして御意見を賜りまして成案を得姽いたい、かのように考えてお

ります。

○鈴木(良)政府委員 政令、規則につきましては各党間の合意がされたわけでございます。

まず冒頭、委員長にお願いをしたいと思うのであります。ああいう理事会の議論の経緒がありますので、ぜひひとつ、名称ですとかあるいは性

格なんということは余りこだりませんが、大体

議論に私も入っていきたいと思います。

きたというふうに思つております。

私どもの方の案が、この成案ができる前に、一月二十七日には刑事局としての基本的な考え方を方々に示しをしたところでございましたが、その前からも、その後におきまして、いろいろな形で御意見を承ってきたところでござります。日弁連には特に民事介入暴力問題対策委員会というものがございまして、暴力団の特に民

事事件への進出について、私どもと違った立場から大変な危機感を持って、社会正義の実現のために活躍をしておられる先生方が大勢おられるわけでございます。そういった先生方を中心いたしまして、日弁連といったしましての法律のき方につきましては大変な御关心を持っておられるところでございましたので、私どもとしてもいろいろな意見の交換をしてまいったところでございます。

そのから、二番目の不正収益の範囲についてお尋ねいたしますが、この問題でございますが、確かに麻薬新条約の批准に伴う国内実施法の書きぶり、できぶりといいましては、私どもの不正収益の剥奪の規定を設けます場合に、やはり一つの参考にしていかなければならぬものとして、それとの絡みなども含めまして今後も検討していくということでございまますけれども、何せその解決すべき問題と申しますか、いろいろと検討しなければならない問題と申しますが、これはかなり多いわけでございます。

不正収益の剥奪と申しましても、一つは犯罪からの収益もございます。その犯罪というのも、刑法で規定をしております賭博罪から得られるものもございますし、あるいは、一般にはのみ行為と呼ばれておりますが、これは競馬であるとか競輪であるとか、それぞれの個別の法に書かれておる違法行為からのものの剥奪というのもござります。さらに言えば、私どもの本法の、今度新しく規制の対象にいたします暴力的 requirement 行為というものから得られる不正収益というものもあるわけでございます。

いうことが問題になるわけでございますので、この問題につきましては早急に我々として関係省庁と詰めていくかということでこれを約束するわけあります。しかし、この問題の大きさということを含めまして御理解をいただけたらありがたいと思います。

○中沢委員 それで、不正収益問題でいいますと、私もよくわからないところがたくさんあります。しかし、少しあくまでも、あれを法規制の中へ入れるということはやはり暴力団にとっては大変脅威だと思うのです。しかしこれが要綱に出ておいて実際は今度の法律に出なかつた、大したことないわい、そういう話をああいう人たちがやつておりますからどうかわかりませんが、やはりこれはやるときには徹底的にそこまできちんと踏み込んでやつていかなければ、日本の暴力団の全体的な取り締まりの法律としては少し大事な柱がなないのでないか。時間があればいろいろ議論をしておりますが、そのことだけを指摘をして、いすれにしろ今局長からありましたように、今後できるだけ早急にやりたいということでありたいのですから、時期はともかくとして、ひとつ全面的な努力をお願いをしておきたいと思います。

さてもう一つは、今度の新法が出されてきましたその趣旨だと背背景だとか、日本の暴力団の実態がどれだけ市民や企業を犠牲にしているか、こういう話がここもございました。私も正直言いまして、余りこの種のもの、資料も含めて勉強しておりませんでしたが、関係者の方から届けていただいて見ましたら、暴力団白書、昨年の十月に発行されている。あるいは、「市民と企業の声」という、アンケートなどを中心にした資料が本年の三月発行されている。暴力団から被害を受けた「被害者の声」というのも同じように発行されています。これは恐らく余り広く全体に大々的に宣伝されていないので、私もせめんが、私は例えばこういうパンフレットをどの段階までおろしているか

よくわかりませんが、国として、こういう暴力団の実態をきちっと市民レベルまでおろしていく、暴力團に全く関係のない人、被害を受けていない人も、これはやはり大変なことだ、そういう国民的な一つの新法を支える土壤というのが、私はやはりこれから問題も含めて、もっともつところの種の宣伝といふのは自信を持って住民レベルまでおろしていく必要があるのではないか、こういう思いがしてならぬわけです。

それと同時に、私はたしか前々回の委員会だというふうに記憶をしておりますが、新聞記事で、暴力團が医療機関を、診療所を經營していた、これはとんでもない話だということで刑事事件になつたという記事を見ました。それと、けさの朝日新聞やあるいは毎日新聞なんかにも出ておりますが、秋田の地裁で、暴力團の抗争が大変住民に迷惑を与えている、非常に異例であるけれども仮処分としては組事務所をそつくり裁判所が預かる、こういうところまでしなければ暴力團の抗争被害をとめることにならない。これは普通のニュースペーパーでありますから、そういう実態から見ると、日本の暴力團の実態というものをもう少し光明にこの委員会でも明らかにしておく必要があるのではないかと思うのですよ。

ですから、少し時間かかっても結構ですから、少し最近の日本の暴力團の実態、先ほど安田先生の御質問にもお答えいたしましたけれども、例えば調査室で出された資料もいろいろ見ましたら三つぐらいに要約されていますね。ですから、大体あの程度で結構だと思いますけれども、ひとつ具体的な内容について、なぜこの新法が必要であるのかという、日本の暴力團の実態について、もう少し具体的に要約をして明らかにしていただきたいと思います。

○國松政府委員 暴力團の実態でございますけれども、最近の傾向でございますが、先ほどもちらりと御説明をいたしましたけれども、全国の暴力團の勢力と申しますものは、現在おおむね三千三百団体、それから八万八千六百人ということでお

ざいまして、こうした勢力の勢力動向というものを見ました場合に、一番大きな特色となりますものは、山口組、稻川会、住吉連合という三つの大きな広域暴力団に対しても一種の寡占化が生じておるということが大きな特色であろうというふうに思われます。昨年末と申しますが今年の当初の段階におきまして、全構成員の四八%に当たる者がこの三団体の傘下に入ってくるということになります。特に山口組につきましては、昨年の初めにおきましては二万二千人程度であったものが、わずか一年間の間に三千七百人程度ふえておるというようなことでございまして、特に山口組への勢力集中といふものが大きな特色でございます。

そして、こうした寡占化状況がなぜ起こつくるのかということでござりますけれども、そのメカニズムの根底にあるものは、要するに寡占する方が彼らの資金源活動にとって大変有利である、そういう状況がますます出てきたということであろうと思います。彼らはと申しますが、暴力団と申しますものは、伝統的にはばくちであるとか覚せい剤を密売するとか、そういうふうなもので資金源を獲得しておる。こういう賭博であるとか伝統的な資金源活動というもののだけをやつております限りにおきましては、そういう大きな組織に統合されていくという必要はある意味ではないわけで、その方が都合がいいかもしませんが余りその必要はないということでありましょうけれども、最近の彼らの資金源活動の形態が、先ほど御指摘もありましたように、民事介入暴力と申しますか、さらに言えば企業の経済取引活動に介するものであれ、そういうところに彼らが出ていくという場合に、組織の威力を示してそろてきて資金源活動をしていくという新たな方向に大きくシフトをしているという資金源活動の動態が一つ根底にあるのではないかというふうに思いました。

そして、民事介入暴力であれ企業の経済取引活動に介するものであれ、そういうところに彼らが出ていくという場合に、組織の威力を示してそろってきて資金源活動をしていくという新たな方向に大きくシフトをしているという資金源活動の動態が一つ根底にあるのではないかというふうに思いました。

いますけれども、大きな看板というものがあつた方がいい。相手は何といつても素人さんが多くなる。昔のやくざと申しますものは、要するに一種の倫理観といたしましてかたぎには手を出さないというようなかたぎの生活には迷惑をかけないというようなことがありますけれども、彼らはその点は最近はもう全くとんちやくのない話でありまして、むしろかたぎの生活に土足で上がり込んで、そこで資金源活動を行うという方向に大きくシフトをしておるわけあります。したがいまして、彼らの相手は全く一般の市民、一般の企業人といふものになつてくるわけであります。そういう場合に、暴力的組織の威力を示すという場合には大きなブランドがあつた方がいい。とにかく、名刺を出した場合に、おたくさんどちらさんですかと言われるような小さな暴力団では間尺に合わない。ちょっとと名前を言つただけで相手が怖がる、何となく不安を覚えるといふような傾向が出てくる、そういう動態があるのでないかといふように理解をいたしております。

そういうふうに、最近の彼らの動きの一一番の主なところは民事介入暴力あるいは企業の経済取引に介入してくる暴力といふものが大変多くなってきておるということでありまして、私も

も暴力団対策を推進する立場からは、こうした民事介入暴力といふものが増大していく傾向といふように思います。

したがいまして、本法の一番の眼目といたしますところは、そういった民事介入暴力、そういう方向に進む彼らの資金源活動というのを何とか押

しとどめておきたいというのが一番の眼目である

わけでございます。

その場合に、民事介入暴力といふことで、我

が現行法をいろいろ駆使いたしまして、それを多角的に動かしまして取り締まりをしたいと思う

わけでございますが、残念ながらいろいろな意味での制約がある。その制約の一つが、やはり犯罪

というものの、我々が犯罪の捜査という手法だけで上り込んで、なるほど相手をおどかす。恐喝による事件といふものをとりましても、恐喝にならなければ我々は何もできないという実態がございま

す。彼らに迫らうとしたとしても、例えは一つ恐喝

事件といふものであります。恐喝にならなければ

どうも

現在までのいろいろな調査によりますと、若干の数字は違いますけれども、二十歳未満の段階で暴力団に加入をする少年というのは全加入者の大体三分の一程度になるということで、まさににゆゆしい問題でございます。何とかこうした傾向に歯どめをかけると申しますか、少年たちが安易な形で暴力団に加入していくようなことを阻止するといいますか、させないようになりますために、今回できました暴力団への少年、あるいは成人も同じでござりますけれども、加入強制の禁止という規定を有効に活用いたしまして、その点のところおおきな効果を上げてまいりたいというように考えておるところでございます。

なお、先ほど御指摘がございました、今申しましたような暴力団の実態につきましての広報をもと大いにやるべきではないかという御指摘がございまして、まさにそのとおりでございます。お手元にございましたようなパンフレットも、先ほど申しました県民会議といったような席におきましてはその関係者に大いに配りましてPRに努めているところでござりますけれども、今後も折に触れまして、適切なパンフレットその他の広報資料をつくりまして、国民の皆様方に暴力団の実態というものをもう少しそく知らしめていくという努力を続けてまいりたいと思っております。

○中沢委員 今局長の方から専門家の立場で詳細にわたってお答えがございました。大体私どもの頭の中にもかなり具体的な中身で入っているわけありますから。いずれにしても、先ほど言いました法案が通った後の小委員会でも、今局長からありましたようなことをまたさまざまに小委員会メンバーやべき立法院と行政府と話をすると、そんなことでした宿題はたくさんあると思ひます

が、我々もまた努力をしてみたいと思いますから、よろしくお願ひをしたいと思います。

それともう一つは、全国的にはこの暴力団新法に対してはいろいろな見解を持つている方が弁護士の中にもいると思うのです。もつと言ふと、暴

力団の顧問弁護士もいらっしゃるようです。週刊誌なんか私も見ました。びっくりしました。それはともかくとして、この暴力団新法ということを非常に悪く解釈すると、午前中もありましたけれども、憲法で保障されている結社の自由でいえば、具体的には労働組合だと政党だと市民団体、そういうところまで拡大解釈をして、結局その種の団体の行動を規制するということにならないのだろうか、そのところは大丈夫か、そういう非常に慎重なというか注意深いといいましょうか、そういう意見もないわけではないと思うのも十分に目配りをしながら、何とか暴力団の的な供給源を断つてしまいたいというように考えておるところでございます。

なお、先ほど御指摘がございました、今申しましたような暴力団の実態につきましての広報をもと大いにやるべきではないかという御指摘がございまして、まさにそのとおりでございます。お手元にございましたようなパンフレットも、先ほど申しました県民会議といったような席におきましてはその関係者に大いに配りましてPRに努めているところでござりますけれども、今後も折に触れまして、適切なパンフレットその他の広報資料をつくりまして、国民の皆様方に暴力団の実態といふものをもう少しそく知らしめていくという努力を続けてまいりたいと思っております。

○吹田国務大臣 お説の、中沢先生が御心配になつておられるところが一番問題なんであります。私が考えておることは、最初に申し上げましたよ

うことにいたしたいものだと思います。

○鈴木(農)政府委員 私どもも一番配慮しなければならない点は、暴力団のみを対象にして、ほかの団体が入つてこないということにしなければいかぬ、そのところに最大の配慮を払つておるつもりでございます。これがなかなか難しいわけですが、そういう意味で私どもも誤解を生んではいけないと、いうことに最大限の配慮を払つておられたつもりでございます。そういう意味で、指定されたつもりでございます。私は、この法律をすと読んでいくと、自然に受けとめればそんなことはあり得ない、そんな話なんかやつておりますが、そういう心配をする向きについて急のためにひとつしつかりこの際お答えをいただく、そういうことで、公安委員長と警察署長官の簡潔なお答えで結構でございます、お願いしたいと思います。

○中沢委員 お話のとおりだとは思うのです。

ただ、公安委員長も心配されておりましたように、私も、やはり暴力団の生き残りということを考えますと相当インテリもいると思います。それと弁護士の専門家もいると思います。政治結社など

あるいは市民団体とか、偽装する。そうなつて

くると、健全なその種の今までの団体とうまく線引きができなくなつてしまわないかな、そこま

で大丈夫でしょうか僕らの周辺にはい

ますが、そんな心配もあるのですから、それで重ねて、そういう問題なんかはこの小委員会の中

で立法府の我々と行政府の皆さん方とよく相談を

して、つまり正義に対してもきちっと保障をし

て、悪に対しては断じていく、こういう立場はお

互いにはつきりしてこれからもやっていきたいと

思つておりますので、そのことだけを申し上げておきたいと思います。

それでは、この種の新法を審議する場合は、常識的には諸外国の例はどうなんだろか、こうい

うこともいろいろ議論をしていると思います。私

も全くの素人でありましたけれども、関係者から

いろいろ話を聞きましてそれなりにちょっと

思つました、勉強もしてみました。たまたま暴

と御質問がありましたところでお答えしたところ

でございますが、RICO法というのがアメリカ

にはございます。このRICO法につきまして

措置をとるために、いわゆる民事措置といいたしま

して、いろいろな権能の剝奪であるとかあるいは

団体の解散といったようなものを裁判所が命ずる

ことができるというような規定もあるわけでござ

います。これはもうそういうことが何の不思議

だけあります。諸外国の場合もいわゆる警察の権限でいろいろ

あります。ですから、時間があればこの問題についてもいろいろやりたいわけなんですが、

内容はいろいろありますけれども、一点に絞つて

ちょっとお尋ねをしたいと思います。

諸外国の場合もいわゆる警察の権限でいろいろ

やっている。たまたま裁判所が若干関与するところ

が幾つかあると思うのです。私の理解が正確か

どうかはよくわかりませんが、私の理解としては

もなくできる法体制というのがアメリカにあるからそういうことが可能になるということであろう

と思ひます。今回の私どもの法律は、あくまで現行法ではなかなか対応が難しい、恐喝といつてもなかなか恐喝にならない、そこをどうするという場合に、恐喝にならないのは恐喝になるよう幅を広げて犯罪にしてしまうんだというような議論はなかなかそう簡単に通るわけはありませんので、そういったことよりも、そういったところについては我々警察行政が行政的な手法で何とか迅速、機動的に手が打たないか。そのために、しかし行政が関与する場合には絶対にその適用の範囲なり手続なり方法というものが、非民主的なものになる、正當な手続に反するというようなことにならないよう十分に気をつけながら、行政的な手を打つためにはどうしたらいいかということとて考えついた、まあ特殊日本の法律でございまして、そういうものにつきましては、やはり裁判所の関与とということはそもそも予定をしておらないということとてあるうと思います。

う趣旨でひとつ理解をしておきたいと思うのです。

後は相当具体的な中身について一つ一つお尋ねを
をしたいと思ひますが、先ほどもありましたこの
指定暴力団の問題です。現在の暴力団の実態は、
先ほど明らかになりましたように全国で三千五百
十五、八万七千二百六十人、しかも一兆三千億。
変な話であります、一兆三千億といいますと、
北海道の第一次産業の大なる農業の一年間の生産
高ですね。多くの人がはじめて働いて一兆三千億
の生産しかない。暴力団はいろいろなことをやつ
て、悪いことばかりやつて、正業で所得も若干あ
るようですが、一兆三千億。これはもうとんでも
ない話だ。

ところが、この指定暴力団ということの手続も
含めて公安委員会でやる。しかしこれはやはり人
権問題も絡みますから、公開の聴聞。現実問題と
して全国の公安委員会がどれだけの人的配置で事
務能力といいましょうか、審査の能力があるかよ
くわかりませんが、一遍に三千五百十五の今の大
力団を指定暴力団にすることが物理的に可能なん

いろいろな手続上の保障もいろいろとやつていかなければならないということになりますので、

全国にあります暴力団をあつという間に一日や二日で全部指定していくというようなことは事務的大変事務量のかさむ作業になつてまいると思います。したがいまして、確かに委員御指摘のとおりにもできませんし、また全部が全部指定できるかどうかといふことも実はなかなかわからないところでございます。

この法文を見ていただければわかるところでござりますけれども、指定暴力団ということになりますためにはいろいろな要件がございます。特に二番目の要件といたしまして前歴者要件というようなものがございますけれども、これに当たらない、最近例えはここ十年間くらいは全くこれといつた暴力的な活動をしていない、けれども暴力団としての縄張りであるとかそういうものはまだ維持しておるというような暴力団も、チェックしたわけではありませんからそれでございますが、どこかにはあるのではないかと思います。そういう意味では、我々が今まで対象としております暴力

暴力団であるわけでございます。この法文に基づいて申しますれば、三条で指定をされた指定暴力団

ではなくても二条の二号でございますが、それで定義づけられたところの暴力団ではあり続ける団体があるわけでございます。そしてその二条で定義されたような暴力団である限りは、私どもは今までどおり暴力団対策を強力に推進をいたしまして、これは新法はちょっと使えないわけでござりますが、現行法を使いましてやっていくということになるわけでございます。したがいまして、おれは指定を受けなかつたからいいんだとか、いい暴力団なんだとか、そういうふうなことには決してならないわけでございます。要するに、暴力団の中から一つかさ上げをされてこの新法のあれに入つてくる悪性の高い暴力団というのが指定暴力団としてありますよ。しかしそうでない暴力団という、指定されなかつた暴力団も暴力団であることは全然変わらない。したがいまして、暴力団総合対策要綱に定めました暴力団対策の対象といたしまして、我々としたいたしましては今までどおり強力な取り締まりの対象にしていくことには変

ただ、我々のやったいろいろな行政措置というものは是非につきましては、当然、事後、疑惑がありあるいは不服があるものにつきましては、裁判所への出訴の権利は十分に保障いたしまして、そこで司法的な判断は当然いたぐりという形での裁判所の関与というものは十分に保障するという形でこの制度をつくったということをございまして、やはり結論的に申しますと国情の違いかななどいうような感じもいたします。

○中沢委員 おっしゃるようすに、我が国は立法、行政、司法という三権分立という憲法の精神がありまして、今局長おっしゃるように、日本的にはやはり行政という権限の中でこの暴力団新法をどうらえているんだということになりますから、私はそれはそれで結構だと思いますが、後段おっしゃったように行政の権限でやった。それが司法の段階に移っていく、秋田の関係なんかはあるいはそういう一つの典型的な例だと思いますが、そういう

でしようか。もつと言えば、相当な時間がかかる。指定された暴力団といふとこの新法からいろいろ規制が加えられて、指定暴力団のまだ指定がされないところは暴力団が悪いことをやつてもこの新法の対象外だ、こんな非常にへ理屈といいましょうか、そんなへ理屈があの世界にまかり通ることにはなりはしないか。正直言つてここのこところは、僕は素人でありますし心配なんですよ。そういう心配は絶対ないという確信を持ったひとつ御答弁、あるいは実際は若干の時間差があるのであればあるようだ、そのところは非常に大事な問題でありますから、お答えをいただいておきたいと思います。

○國松政府委員 この暴力団の指定という事務と申しますか作業と申しますものは、これはなかなか大変な作業になると考へられます。一つ一つの団体に対して大変重要な作業でもありますし、データの収集といいますか、その吟味、それから

団が全部指定できるかどうかということもわから
ない。また事務的な問題もあります。またさらには
申しますれば、やはり政策的な優先順位とい
うものもあるわけございまして、そういうように事
務的には若干タイムラグが出てくる、指定にはタ
イムラグが出てくるということがあります以上
は、やはりその指定の順番といたしましては、よ
り悪い暴力団といいますか、悪性の高いものから
順次指定をしていくというのが行政のあり方であ
るうと思います。そういたしますと、ある時点を
とりますと指定されている暴力団と指定されてい
ない暴力団というのが現実に出てくることは、こ
れはいたし方のないことなのかなと思います。
それで、その場合、その指定された暴力団につ
きましては当然新法を適用いたしましてやつてい
くわけでございますが、指定のされなかつた暴力
団が暴力団でなくなつてしまふというようなこと
ではないわけでありまして、暴力団であることは

○中沢委員 私は、そのことが非常に大事な問題だと思うのです。暴力団は、別にいい暴力団、悪い暴力団があるはずがない、それは全くそのとおりだと思うのですね。しかし、実際は時差がどうしても出てくる。あるいは一年おくれなんということがあるかもしれません。そうすると、新法対象になる指定暴力団は新法でいろいろ規制できるわけですね、そうでないところは今までの法律の暴力団の扱いでしか規制ができない。例えば地方行政委員会というのは税制の議論だとか交付税の議論だとやりますが、これは公布の日から全部平等にいくわけですよ。僕は夕張の出身ですが、夕張の暴力団のことはどうなか地元とはいえないともよくわかりませんけれども、民事介入を含めてやはりいろいろやっていると思うのですよ。

と思ひます。今回の私どもの法律は、あくまで現行法ではなく、かなか対応が難しい、恐喝といってでもなかなか恐喝にならない、そこをどうするという場合に、恐喝にならないのは恐喝になるよう幅を広げて犯罪にしてしまったんだというような議論はなかなか簡単には通るわけではありませんので、そういったことよりも、そういったところについては我警察行政が行政的な手法で何とか迅速、機動的に手が打たないか。そのために、しかし行政が関与する場合には絶対にその適用の範囲なり手続なり方法というものが、非民主的なものになる、正当な手続に反するというようなことにならないよう十分に気をつけながら、行政的な手を打つたためにはどうしたらしいかということを考えついた、まあ特殊日本的な法律でございまして、そういうものにつきましては、やはり裁判所の関与ということはそもそも予定をしておらないということであろうと思います。

ただ、我々のやつたいろいろな行政措置といふものは是非につきましては、当然、事後、疑惑がありあるいは不服があるものにつきましては、裁判所への出訴の権利は十分に保障いたしまして、そこで司法的な判断は当然いたぐりという形での裁判所の関与というものは十分に保障するという形でこの制度をつくったということをございまして、やはり結論的に申しますと国情の違いかなどいうような感じもいたします。

○中沢委員 おつしやるよう、我が国は立法、行政、司法という三権分立という憲法の精神がありまして、今局長おつしやるよう、日本的にはやはり行政という権限の中でこの暴力団新法をとらえているんだということありますから、私はそれはそれで結構だと思いますが、後段おつしゃったように行政の権限でやった、それが司法の段階に移っていく、秋田の関係なんかはあるいはそういう一つの典型的な例だと思いますが、そういう

後は相当具体的な中身について一つ一つお尋ねをしたいと思ひますが、先ほどもありましたこの指定暴力団の問題です。現在の暴力団の実態は、先ほど明らかになりましたように全国で三千五百十五、八万七千二百六十人、しかも一兆三千億円変な話であります。一兆三千億といいますと、北海道の第一次産業の大手な農業の一年間の生産高ですね。多くの人がまじめに働いて一兆三千億円の生産しかない。暴力団はいろいろなことをやつて、悪いことばかりやつて、正業で所得も若干あるようですが、一兆三千億。これはもうとんでもない話だ。

ところが、この指定暴力団ということの手続も含めて公安部委員会でやる。しかしこれはやはり人権問題も絡みますから、公開の聴聞。現実問題として全国の公安部委員会がどれだけの人的配置で事務能力といいましょうか、審査の能力があるかよくわかりませんが、一遍に三千五百五の今の暴力団を指定暴力団にすることが物理的に可能なんでしょうか。もつと言えば、相当な時間がかかる。指定された暴力団というとこの新法からいろいろ規制が加えられて、指定暴力団のまだ指定がされないところは暴力団が悪いことをやつてもこの新法の対象外だ、こんな非常にへ理屈といいましょうか、そんなへ理屈があの世界にまかり通ることにはなりはしないか。正直言つてここのこところは、僕は素人でありますが心配なんですよ。そういう心配は絶対ないという確信を持ったひとつ御答弁、あるいは実際は若干の時間差があるのであればあるように、そのところは非常に大事な問題でありますから、お答えをいただいておきたいと思います。

○國松政府委員 この暴力団の指定という事務と申しますか作業と申しますものは、これはなかなか大変な作業になると考えられます。一つ一つの団体に対して大変重要な作業でもありますし、データの収集といいますか、その吟味、それから

全国にあります暴力団をあつという間に一日や二日で全部指定していくということは事務的にもできませんし、また全部が全部指定できるかどうかということも実はなかなかわからないところです。

この法文を見ていただければわかるところでございますけれども、指定暴力団ということになりますためにはいろいろな要件がございます。特に一番目の要件といたしまして前歴者要件というようなものがございますけれども、これに当たらない、最近例えはここ十年くらいは全くこれといった暴力的な活動をしていない、けれども暴力団としての繩張りであるとかそういうものはまだ維持しておるというような暴力団も、チェックしたわけではありませんからそれでございますが、どこかにはあるのではないかと思います。そういう意味では、我々が今まで対象としております暴力団が全部指定できるかどうかといふこともわからぬ。また事務的な問題もあります。まさしく申しますれば、やはり政策的な優先順位といふものもあるわけでございまして、そういうように事務的には若干タイムラグが出てくる、指定にはタイムラグが出てくるということがあります以上は、やはりその指定の順番といたしましては、より悪い暴力団といいますか、悪性の高いものから順次指定をしていくというのが行政のあり方であろうと思います。そういたしますと、ある時点をとりますと指定されている暴力団と指定されない暴力団というのが現実に出てくることは、これはいたし方のないことなのかなと思います。

それで、その場合、その指定された暴力団につきましては当然新法を適用いたしましてやつていいわけですが、指定のされなかつた暴力団が暴力団でなくなってしまうというようなことはできないわけでありまして、暴力団であることはどうかということも実はなかなかわからないところです。

体があるわけでございます。そしてその二条で定義されたような暴力団である限りは、私どもは今までどおり暴力団対策を強力に推進をいたしましたが、これは新法はちょっと使えないわけでございませんが、現行法を使いましてやっていくということになるわけでございます。したがいまして、おれは指定を受けなかつたからいいんだとか、いい暴力団なんだとか、そういうようなことには決してならないわけでございます。要するに、暴力団の中から一つかさ上げをされてこの新法のあれに入つてくる悪性の高い暴力団というのが指定暴力団としてありますよ。しかしそうでない暴力団という、指定されなかつた暴力団も暴力団であることは全然変わらない。したがいまして、暴力団総合対策要綱に定めました暴力団対策の対象といたしまして、我々といたしましては今までどおり強力な取り締まりの対象にしていくことには変わりないと、いうことでございます。

○中沢委員 私は、そのことが非常に大事な問題だと思うのですよ。暴力団は、別にいい暴力団、悪い暴力団があるはずがない、それは全くそのとおりだと思うんですね。しかし、実際は時差がありどうしても出てくる。あるいは一年おくれなんということがあるかもしれません。そうすると、新法対象になる指定暴力団は新法でいろいろ規制できることですね、そうでないところは今までの法律の暴力団の扱いでしか規制ができない。例えば地方行政委員会というものは税制の議論だとか交付税の議論だとかやりますが、これは公布の日から全部平等にいくわけですよ。僕は夕張の出身ですが、夕張の暴力団のことはどうなか地元とはいふともよくわかりませんけれども、民事介入を含めてやはりいろいろやつていると思うのですよ。今度の法律は、結果的に、指定されないとこ

い、指定になると新法でびしっとやる。これは、やはり暴力団の人たちもいろいろ恵を絞ると思いますね。指定された名簿があるのはあるかもしれない。指定されない方がその猶予期間があるのですから、もうやるだけやっちゃえ、乱暴な言葉かもしませんが、私は今の答弁聞いておりまると、なおそういう配意といいましょうか、おそれがある、これはちょっと問題じゃないかな。
もちろん専門家の方で随分議論をされて法案として提出をされたと思いますが、しばらくそういうことがあってもやむを得ない、すばり言ってそういうことなのですか。ぎょう指摘したから初めて気がついたわけじゃ全然ないと思いますけれども、そういう問題も確かにある。これをひとつ早く、またいろいろ関係者の意見を聞きながら法案の不十分さについては早急にしかるべき時期に改正に持っていくだとか、そういう決意があれば聞かせていただきたい。現状やむを得ないのであれば、くどいだけれども、現状やむを得ない、こういう答弁をしていただきませんと、これは相当社会的に注目されていますから、暴力団もそうだけれども、暴力団から被害を受けている関係者がたくさんいらっしゃるわけでしよう。大変な注目を浴びている、一つのスポットを当ててもいい問題ではないかと私は思いますが、くどいようですか差がなるべくないよう実務的に最大限の努力をするというのが私どもの実務方をおきたいと思います。

○國松政府委員 三千余の暴力団が一日二日で全部指定はできない、したがって若干タイムラグとあります。ただ、私どもとしては、そういうタイムラグといいますか差がなるべくないよう實務方に立場であるうように思います。

それと同時に、まだ指定をされておらない暴力団につきましても、既に指定された暴力団についてはいわゆる代紋が使えない、つまり威力を示すのに彼らが山口組なら山口という名刺を切つてやるような行為を規制するわけありますから、指

積はないとは思いますがけれども、全部が例外でない。なつちやつてやや強権的にやられるということと、体これは組織の人権の問題としてはちょっとどちらかなと思いますので、そのところをちょっとと明瞭にしてもらいたいと思います。

○國松政府委員 本法の定めます聽聞というのには二種類あるわけでございまして、一つは、指定をいたします場合に、恐らくその暴力団の組長が出てきているいろと有利な証言ということで話をすらる聽聞があるわけでございます。この場合にはもちろん公開でやるわけですが、これは五条の一項でございますが、「ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。」ということになつております。この「個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるとき」というのは、どういうときかを公開しないことができる。」ということになつております。この「個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるとき」というのは、どういうときかを公開しないことができる。」ということになつております。この「個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるとき」というのは、どういうときかを公開しないことができる。」ということになつております。この「個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるとき」というのは、どういうときかを公開しないことができる。」ということになつております。この「個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるとき」というのは、どういうときかを公開しないことができる。」

やむを得ないと認めるとき」という場合には公開をしないことができるというふうに書いてございます。

これはどういう場合かと申しますと、一つには、暴力的 requirement 行為の場合は九条の一号というのをございまして、要するに「人に對し、その人に關する事實を宣傳しないこと又はその人に関する公知でない事實を公表しないことの對價として、金品その他の財產上の利益の供与を要求すること」ということがございます。このことに関しまず暴力的 requirement 行為がこの聴聞のテーマになつております場合には、この「人に関する公知でない事實」というものが入りますと、要するに事業であるとか個人の秘密というのがそこで出でました場合にはその関係者にとっては大変やあいが悪い場合があるのではないかということで、そういう場合には公開をしない。

あるいは、十六条の方は加入強制ということがあるわけでございますが、少年に加入を勧誘したといった場合に、その少年側にどうしても表されたにしてもらいたくないいろいろな事情がその勧誘のやりとりの中で出てくる、そのことが聴聞の過程で出でしまうというようなことがあっても、やはりこれは個人の秘密の保護という意味でますからうというようなことで書いてあるわけでございます。

これは、そういった限定的な場合に公開原則を開じまして例外的な取り扱いをするということでございますので、実務上、手続的に公正さを疑われるというようなことには万々ならないと考えております。

○中沢委員 それでは、予定の質問を少し省略をいたしまして、次に、法の第九条の四号に關係する部分についてお尋ねをしたいと思います。そうでない部分についてはどういうふうになつていくのか、つまり縛張り外。ここのことろはちょっとのを明確にしておきますね。なぜ縛張り内にそういう行為制限ということで限定をしたのか。そう新法の九条の四号には縛張り内の行為制限といふのを明確にしておきますね。なぜ縛張り内にそ

私もよくわからない部分がありますので、専門家の方からひとつお答えをいただきたい。つまり、繩張り内でこういう不正当なことをやれば新法で規制をする、繩張り外ならないのだというような單純な理解をする私の方が悪いのでしょうかけれども、そういうふうに理解してしまうのですから、そうではないとは思うのですが、その辺のところをちょっと解説してくれませんか。

○國松政府委員 この九条の各号に掲げております行為類型と申しますものは、先生御指摘のようにいろいろな形で若干疑問の点が出てくるかもしれませんのが、我々の経験則上と申しますか、現実にある姿といたしまして、暴力団がその資金源活動をやる場合に、法的な整合性はある意味ではある程度承知はしておるわけでございますけれども、典型的に行っている彼らの行為といふものを大変素直にストレートにほんほんほんほんと書いていこう、そうすることが一番わかりやすいし、彼らの資金源活動の実態に即して適切なわかりやすい取り締まりができるということでのようになります。そして、いかにも暴力団が暴力団の資金源活動としてやるということをきっちりと表現をするために、「繩張」であるとか「用心棒」とか、あえてそういう言葉を使わなくてもほかの表現もあるわけでございますが、そういうふうにやくざっぽい言葉を、この法律の品格はちょっと下がるのかもしませんが、使っておるわけでございます。その方がわかりやすいじと申します。

そして、四号のこととござりますが、こういった行為といふものは、「繩張」つまり「正当な権原がないにもかかわらず自己の権益の対象範囲として設定している」みんなで彼ら同士で適当に持つておきまして、その区域内で「名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求すること」なんということは、暴力団以外には絶対やらない行為でございます。そして、彼らがやっている「その営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求す

「」というような行為はすべて縄張り内でやつておる。したがつて、なるほど縄張りの外でやつたらどうするんだというようなことがありますけれども、彼らはそういうことはやっておらないということでここに書いておるわけでございます。もとより同じような行為が彼ら縄張りの外でやつた場合につきましても、例えばそういうものにつきましては、寄附金、賛助金なんかでということとで、名目のいかんを問わずみだりに要求するということになれば、これは二号で読めるわけでもございまして、この読み方については、縄張りの外でやるような行為につきましては、例えば端的に今申し上げたように、二号が適用できるという場合が多いのではないかというよう思います。この四号で書いてございますものは、実際に彼らがやつております行為を端的に見ますと、とにかく縄張りといふ、彼らの大変勝手な、非常に手前勝手な区域を、テリトリーといふものを設定いたしましてやる行為、そういうものをやつちやいがけないよと、いうことを端的に書いておるわけでございます。現実の問題につきましては、これ以外のものはないわけでございます。もしあるとすれば、ほかの号で読めるものはちゃんと読んでいくくということになるのであるうというように思ひます。

ば、これはこれで結構だと思うのです。
さて、その次の関係は、先ほど秋田の組事務所の新聞記事を紹介しました。対立抗争のときに、暴力団の事務所の使用制限についても今度の法律に出されています。ただ、これは人によってちょっと違うかもしませんが、私は、少しこれ種やか過ぎるのじゃないか、もっと厳しく、日常的にそういうチェックなり規制ができるのかな、恐らく、住民の率直な感情としてはそうだと思うのですね。しかし一方では、先ほと言ったように、暴力団といえども、暴力団員にも人権の問題があるし、事務所といえばいろいろな営業もやっているわけですから、営業権の侵害にもなるだからこの程度になつたのかなという感じを持っているのであります。そこのことろ、もう少し具体的に解説してくれませんか。

意味では、彼らがそこを集合の用に供する、あるいは謀議をする、あるいは武器とかそういった物件を貯めておくというような用には供させない、あるいは暴力団そのものの活動の用に供させないというような措置がとれれば、それを我々が警察の力でちゃんと担保をしていけば、対立抗争によって付近住民の平穏が害されるというような事態は阻止できる、行政目的は達成できるのではないか、この程度の規制で十分に規制の効果は上がるのではないかということとてこのようにしたものでござります。

○中沢委員 今の関係で言いますと、新聞報道を見る限り、この種の専門の学者の意見もやはり少し違うようですね。ああいう裁判所の決定を全面的に支持する向きと、しかし、一般に今までそういうものが及ぼされていくと大変だ、こういう法律学者の見解もあるようありますから、今局長がおっしゃったようなことで私は理解をしておきたく思うのです。

次に、ちょっと問題を別にいたしまして、例の、新法にも出ておりますが、都道府県の暴力追放運動推進センター、これに関連して二つ三つお尋ねをしておきたいと思います。

午前中の質疑でもありました。つまり、警察主導型のセンターではない、それは広く、弁護士だとか防犯協会だとか、つまり、いい意味での住民パワーをうまく結集をするんだ、こういうお話をございました。私はやはり、そういう基本的なこのセンターについての警察庁の姿勢というのを尊重したいと思うのです。大事だと思うのですね。ただ、この種の暴力事犯というか、今度の新法が対象としようとしている刑事介入というのを、もうさまざまなケースがあると思うのですよ。恐らく、何かそういうことがあれば、仕返しが怖くて何も言わない、そしてそれが繰り返しをされてくる、泣き寝入りになる。ですから、数字に出ていない実際の被害額というのは大変だと思うのですね。

府県に一ヵ所でいいのでしょうけれども、末端とい
いしましようか、もつと言えば繁華街ごとにと言
つてもいいと思りますけれども、そういうもつと
きめの細かい、つまり相談の受け皿みたいなのがし
っかりつくっていく。これは法律でなければ、例
えば政令だと規則にその辺をきちっと出してく
るという手もあると思うのです。例えば暴力団一
一〇番という電話を置いて、専任の相談員を置い
てやる。当然これは大変な費用がかかると思うの
です。しかしそのぐらいのことをやらなければ、
この法の有効的なものが出てこないのでない
か。私は、実態はよくわかりません。専門家の皆
さんがの方がその辺はよくおわかりだと思いま
すけれども、センターは必要だと思いますが、本当に
被害を受けている市民がもつと気安く相談をす
る、仕返しが怖いからといって泣き寝入りをしな
い、それには、やはりしつかりした受け皿を必要
なところにきちっとつくっておかなければならな
いのではないかでしょうか。その辺はいかがでしょ
うか。

○國松政府委員 都道府県の暴力追放運動センタ
ーにつきましては、これがとにかく官民挙げたも
のでなければなりませんし、また、末端と言うと
失礼でございますが、いろいろな町内会であると
かそういったようなものまで全部組み込まれた県
民ぐるみのものでなければならぬ、ということ
は、もう御指摘のとおりでございます。そういうよ
う形で充実したセンターができていく、組織として
もできていくよう、私ども警察といたしまし
ていろいろな御協力を来てまいりたいというよう
に考えておりますし、もう既にいろいろなところ
で暴力追放県民会議というようなものが幾つかで
きておりますけれども、そういうものの中には、
商工会でありますとか、商工会といいますのはそ
の町のいろいろな商店街のいろいろな御主人方が
入つておるというようなものもあると思いますけ
れども、そういうたるものまで全部組み込んで、いつ
て、きめの細かい、隣にいる者も全部暴力団排除
について同じ意識を持って生活をしておるという

ような状況をつくることが理想だと思いますので、そういう方向にこのセンターの活動を持つていくよう、私どもいたしましたが、いろいろな形での支援、協力をしてまいりたいというふうに思つております。

○中沢委員 それで公安委員長、今まで随分や具体的な事実について質疑を繰り返してまいりましたが、公安委員長の方からもまたお答えをいただきたいのであります。

今この新法が今国会で成立をする、規則、政令含めていつから施行するかというのはまだちょっと残っていますが、いずれにしてもこれは、いわゆる警察行政としては、一つの大変大きな柱になつてくると思います。そうすると、その柱にのるべきこの種のものを果たして現場できちつと受けとめてやれるだけの体制があるのだろうか。つまり、警察官が、現状の定数の中で、これだけの大変な仕事をこなしていくのだろうか。そこのところが私は非常に心配なわけですよ。交付税の審議のときにも大体似たような議論をしてまいりました。つまり、被害を受けている市民から見るところが非常に心配なわけですよ。こういうことで相談をして、何とかしてもらいたい。それを警察行政として受けとめてやる場合は、当然そこには人手が必要になってくる。もちろん予算も必要になつてくる。そうなつてると、交付税は衆議院の方でもう上げてしまつましたが、正直言つて、この関係について余りきちつとした議論をやつていらない嫌いがなしあとはしませんが、この際の問題に来ておりますが、平成四年度は少なくとも相当しつかりしたものを公安委員長として決意を含めて持つておりませんと、せっかくこの法案を成立させ、そしていすれ施行になる、ところが、やろうと思つてもやるだけの、兵隊さんと言つては失礼ですが、現場の警察官がいない、これはやはり絵にかいたもちになつてしまふと私は思うのです。まず、その基本的な問題について

は、公安委員長、どういう御見解と決意をお持ちで
でしょうか。

○吹田国務大臣　お説のことにつきまして、警察
庁におきましても協議をしておるわけでありま
すが、確かにおっしゃるようだに、決して警察官が
完全に充足しておるという状態ではございませ
ん。まだまだ必要の最小限度で今頑張つておるよ
うであります。したがいまして、これからもあ
る程度需要にこたえていかなければならぬと思ひ
ますが、こういう時期のことでもありますし、人
件費の削減の問題も非常に厳しく全体の行政の中
で言われておるわけですから、これはある
程度は守つていくくという姿勢がなければなりませ
ん。しかしながら、地域におきましては、かなり
状況が変わつてきておりますために、その必要を
認めなければならないというような地域もあります
。そういう点は、今後臨機応変に状況を判断
しまして、警察当局の意見を聞きまして善処して
いかなければならぬ、こう思うのであります。
私は、国家公安委員長でありますと同時に自治
大臣も務めておりますものですから、その意味で
は、地方公務員の定数につきまして、ある程度こ
れがそれなりの制度さえ、いわゆる規定でも、規
定と申しますか、一つの定数についての警察関係
と関係方面での話し合いさえきちつと決めれば、
財源の問題はそれなりにまた処置できるのではないか
と思ひますが、いざれにしましても、自治大臣
と国家公安委員長という立場を兼務しております
から、十分これは私も配慮していくたい、そ
して所期の目的を達成するようにしていかなければ
ばならぬ、こう思うわけでありますと、今の警察
官に余りにも過重な負担をかけるということだけ
があつてはならない、こういうふうに思ひますも
のですから、そこらは十分これから実施に当た
つての現場の状況というものを把握しまして対処
してまいりたい、こう思うわけです。

そういうことで、一つお願ひをしたいと思いま
すが、ことしも八月には人事院から給与改定も含
めてさまざまな勧告が出ると思うのですね。そう
しますと、やはりこの新法の成立、施行、くどい
ようですが、それとの並びの中で、私は最低でも
平成四年度、しかるべききちっとした措置をしな
ければまずいと思うのですよ。ですから、自治大
臣、とりわけ自治大臣としては人事院の総裁とも
いろいろ仕事の上でのおつき合いもありますの
で、手順の問題もいろいろあるのでしょうかけれど
も、ぜひひとつ結果的に最低でも平成四年度
で、これに必要な警察の職員がふえる、予算もふ
える、こういうことで、これからまた最大限、い
ろいろな手法があると思いますけれども、よろし
くお願いを申し上げたいと思います。

さて、暴力団新法について、途中省略をいたし
ましたので、一応予定の質問は終わりますが、銃刀
法について一問だけ、特別新しい質問ではあります
が、お願いしたいと思います。

今度の銃刀法でいうと、今、暴力団新法で若干
議論をしてまいりました暴力団抗争に相当けん銃
が使われる。警察官も殉職をされる。あるいは全
く関係のない善良な市民の命さえ奪われている。
したがつて銃刀法も一部改正をするんだというこ
とだと思うのですね。それで、先ほどちょっと数
字がありました、この一年間で暴力団抗争でど
ういう具体的な被害があつたのか、その数字を改
めて聞かしていただきたいし、今度の法改正の趣
旨を簡潔にまたお答えをいただきたい。この二つ
だけお願ひしたいと思います。

○閻口政府委員 暴力団の対立抗争事件の状況で
ございますけれども、昨年の一年間の例で申しま
すと、発砲回数というものが二百五十五回に及び
まして、死傷者が百名に及んでいるという状況で
ございます。そうした中で、私ども、暴力団がこ
うした武装化し、そしてまたそれによって市民ま
でが被害をこうむるという事態を防ぎたいということ
を考えるわけでございますが、こうした抗争
事件に使われるする流と、うもとの犬児を見てみ

ますと、その約九割が外国からの密輸入であるということをございまして、どうにかそうした点で暴力団への供給ルートを遮断いたしたいというふうなことを強く願うものでございまして、そうした観点から、現在けん銃の密輸入罪あるいは未遂犯罪というものは处罚の対象になつてゐるところでございますけれども、さらにその準備段階での予備罪というふうなものを新設していただきたい。そしてまた、けん銃部品というふうな形での輸入というのも見受けられるところでございますので、そうしたけん銃部品につきましての所持、輸入の禁止という規定を新たに設けていただきたい、かようなことでお願ひをしている次第でござります。

ういう観点から評価をしているわけでございま
が、いざれにしましても、この暴力団関係一二
は、社会的な要請の非常に強いそういう立法措
であるうかと思います。

鈴木長官が昨年長官に就任されましてから初
ての記者会見におきまして、非常に強い意欲を
示しになられた。こんなことも伺っております
て、長官が暴力団撲滅を目指しまして非常に強
熱意を持っておられる、こういうことに対しま
して、心から敬意を表するものでございます。

この暴力団の問題でございますが、いわゆ
る人、金、物、この三つがいわれるわけでござい
ますが、特に金の問題が非常に大きいといわれて
ります。今回のこの立法措置におきましても、
金源を断つ、こういうことにつきまして非常に強
い意欲を示しているわけで、その点は私も評価す
るものでございます。

する法を強制するお資本主義の下で、このように考へておられるか、これが一つです。それからもう一点は、やはりマスコミがいろいろな角度で取り上げておりますけれども、例えばこの暴力団新法で「山口組は壊滅できない」、こんなようなショックキングな見出しの雑誌もございました。また、ある雑誌では、暴力団の人権といふことについて普通の人の人権の三割あつてもいいのじゃないか、こんなような記事もあつたわけですがございまして、この「山口組は壊滅できない」だとか、また暴力団の人権、普通の人の人権と比べて暴力団の人権といふのはどのように考へておられるのか、こういうことにつきまして、まず初めに長官にひとつお尋ねをしたいと思います。

○鈴木(良)政府委員 いろいろ御激励を賜りましたが、まことにありがとうございます。

お尋ねの、まずいつ施行するかということです。

ころでございます。
それから暴力団の人権ということをございます
が、これは当然のことながら人権はだれにもある
ものでござります。したがいまして、暴力団とい
えども人権を尊重しなければいけないというこ
とは当然だと思ひます。我々の臨むやり方は、罪
を憎んで人を憎まずというのがやはり警察の行政
の鉄則だと思ひますから、この法律の適用に当た
りましてもうそいう点に十分心がけてやってまい
りたい、かようと思つております。
○草野真義　長官に引き続きお尋ねをしたいと思
いますが、率直に申し上げまして、暴力団の壊滅
に対してもなぜ有効な手が打てなかつたのか。
警察への不信感だとか、それからこの対応の
おくれ、こういふものは国民は率直に感じてゐる
んじやないか、このように思います。
例えば、主要な暴力団に対するいろいろな警察

いすれにしても、小委員会設置については委員長あるいは公安委員長、警察庁の長官からお話がございました。しかるべき時期に設置をして、ひとつ効果的な運営を、私どもも努力をして図ってまいりたい。

それともう一つは、両法案に対する私どもの立場としては、両方もとも賛成法案でございますが、若干の附帯決議をつけさせていただきました。後ほど出てくると思いますが、その附帯決議も少しあり受けとめてこれからまたやつていただきたいと思います。

以上、若干時間を残しましたが、私の質問をこなして全部終わらせていただきます。ありがとうございました。

いすれにしましても、社会的に非常に影響が大きい、こういう法律でございますが、そういう意味で私も、当然公聴会だとかそれから参考人だとか、国民党から、大勢の人から恐らく意見を聞かねる場合があるのじやないかな、こういうような期待を持っていたわけでございまして、そういう点、見送られたということは非常に残念に思っております。会期末の今、早急に成立させようとして、先ほどからいろいろお話をありましたが、とおりでございますけれども、いすれにいたしましても、早期に成立をする、実施をする、それがけにこの法案の持つ意味というものが非常に重要なんだ、こうしたことではなかろうかと思いま

さいますが、これはいろいろな諸準備がございま
す。先ほどもいろいろお話をありましたように、
暴力団の指定というためにはかなりの準備が必要な
と思います。また、なるべくある程度そのタイム
ラグを少なくしてやりたいということとも考えてお
りますので、そういう意味で、できるだけ早くや
りたいとは思っておりますが、現時点でいつから
ということをお約束できないのが残念でござ
いますけれども、今申しましたように、準備が
整い次第できる限り早くやるということで御了解
を賜りたい、こう思います。

それから二番目の、この法律で果たして暴力団
がどうなるのかという問題がありますが、私は、
いろいろの言われ方をしておりますけれども、こ

が手を打ってきたこの年表みたいなものを見てみますと、昭和三十年代におきましては、暴力団犯罪の夜間取り締まり体制の強化だとか、それから暴力団犯罪防止対策要綱の閣議決定、こんなことが昭和三十年代から始まつておりますと、昭和四十年代に入りますと、広域暴力団七団体の指定とか、それから暴力団取り締まりの徹底についての長官通達だとか、こういうことも行われておりますね。それから五十年代に入りますと、暴力団取り締まりの強化に関する国会決議が行われております。さらに警察庁の中に暴力団対策官というのも設置をしておる。さらに、民事介入暴力対策センター、こういうものも設置をされている。また、山口組に対する集中取り締まり、これも五十

○森田委員長 草野威君。
○草野委員 いわゆる暴力団新法、また銃刀法につきまして、いろいろな角度から議論があつたわけですが、初めに警察庁長官にお尋ねをしたいと思うわけでございます。
最近の暴力関係の事件、たくさんございまして、こういう法律が具体化することによってどれだけ多くの市民が喜ばれるかわからない。私もそ

そこで、長官に具体的に一、二点お尋ねをしたいと思います。
いわゆる暴力団新法、この附則におきまして、
公布の日から一年以内に施行する、このようにな
つておるわけですね。一年以内に施行と。この法律
には対象があるわけでござりますので、できるだけ
早い時期に施行をするべきではないか、このよ
うに思いますが、おおむねどのくらいで施行で

の法律はかなりの効果があるというふうに考えております。ただ、もちろんこの法律の適用のときには、いろいろ御指摘がありますように、我々の体制なりあるいはその取り締まりの方法なり、そういうものをもう一つ工夫していくなければ本当の実効は期待られないと思いますから、そういう面の工夫もあわせてやっていければかなりの効果を上げができるというふうに確信をしておると

年代に五回も行われておる。こういうようなことが行われておるわけでござりますけれども、その決め手となる有効な手段が打たれなかつた、こういうような状況になつていゐるわけでございまして、現在、先ほどからお話をありましたように、暴力団の年間収入は一兆三千億円もある、その八割は非合法の収入になつてゐる、こういうような非常に大きな問題も出でてゐる。

わけでございます。また、マスコミの報道等によりますと、警察による税務署への課税通報は年平均二百件余り、六十億円である、そのうち実際に課税されたのはわずか一割くらいしかない、現行法の法律では暴力団のもうけつ放しだ、今回の立法で一体どうなるんだ、こういうような声も実際にあるわけでございます。

元年度の警察白書によりますと、検挙された暴力団構成員の社会からの長期隔離が不可欠、それからさらに、税務当局との連携の緊密化と新たな方策とか、また、不当な利益の獲得を図るおそれのある事業分野から排除する。こういうことが今回的新立法に果たして生かされているのかどうか、このようにも思います。

税務署の問題を取り上げても、税務署は一般の人には非常に厳しい。しかし暴力団に対しては群衆で通っているんじゃないとか、また、今回の立法において果たして暴力団の上層部まで迫られるのかどうか、こういうことをいろいろといわれているわけでございますが、こういうことを全部ひつくるめて、もう一回長官の御答弁をいただきたいと思います。

○鈴木(農政府委員) 確かに、暴力団が策は今までいろいろな形で進めてまいりました。しかししながら、おっしゃるとおり、暴力団の問題はますます深刻になつておりますて、確かに、十八万余隊ありますでした暴力団の数こそ九万弱に減りましたけれども、ある意味では大暴力団の寡占化が進んでくる、寡占化が逆に大変な問題を起こしておるというような形もございます。

まあいろいろな問題はござります。我々も、いろいろな問題につきまして真摯に反省をし、検討を加えていかなければならぬと思いますが、やはり何といっても、一番ある意味で私どものその取り組みの中でややどうも問題だったなと思いますのは、私どもは民事問題には余り首を突っ込まないというスタンスが從来一部ございました。それがある意味では暴力団に、民事、一般市民の中に、

経済社会の中に触手を伸ばさせた一因になつてゐるかも知れぬという反省は、実は私どもは強く持つてゐるつでございます。

先ほど課税通報のお話をございました。確かに暴力団の資金源を断つために課税通報というのを一生懸命やっておるわけでございますけれども、まだまだやはり本当に資金源というものをし

思つかりつからんで課税通報をしているだろうかとということについては我々も反省をしなきゃならぬとおもいますし、それからまた、課税通報のやり方自体が、本当に税務当局に対しまして、税務当局がちゃんと課税できるような通報の仕方をしていくかどうかということも、我々はまたさらにもう一度考えてみるべきやいかなというふうに考えておるわけでござります。

に民事にどんどんどんどん触手を伸ばしてきた、
経済社会の中にどんどんどんどんそういうふうに
侵入してきたということに対して、我々の取り組み
方も姿勢も変えなきゃいかぬし手法も変えなきゃ
いいかぬ、これが我々に課せられた問題だらうと
思います。そういうふうないろいろな反省事項を踏
まえまして、新法をつくっていただきました暁

にはそういう反省事業の上に立ちおおして、
有効に活用するということに全力を挙げてまい
りたい、かように考えております。

○草野委員 中身に入る前に、若干また伺いたい
といたします。

一つは不正収益の剝奪という問題でござります
が、これにつきましては、一月末の刑事局案に感
り込まれておりましたけれども、実際に今回は立
ち入ります。

法が見送られている。我々も今までこの件につきましてはいろいろと説明を伺つてしましました。現在法務省や厚生省での検討をされております。麻薬取締法、これとの整合性を図るんだ。こういうようなことでございますが、この点につきましては近い将来必ず実現する、こういうことでよろしいでしょか。

○國松政府委員 暴力団がいろいろな活動を通じて

まして不正な収益を得る、それを、やり得を許さない、剝奪をしていくことの、そういう制度を設けることの重要性は払底ともよく認識して

いるところでございまして、今回見送りになりますが、必ずそういうところのものが制度として一日の日を見るようだ。私ども、関係省庁と十分迅速に協議をいたしまして、その方向で全力を挙げ

○草野委員 同じく立法を見送られた問題でござりますが、一つは、一定の営業からの排除という問題ですね。これはいろいろと憲法絡みがあると思いますが、これを見送られた理由、もう一回これをお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、事務所の問題と関係あります。

今後のことにつきましては、新法が施行されました後におきまする彼らの資金源活動の動向と申しますか動き、そういうものを見きわめます。

て、やはり指定營業制度というものが必要である。というようなことになりますれば、それにつきましてはまた法改正というような形で検討を進めいくということになるのではないか、そのようういたしたいというふうに思つております。

また、車両の点につきましても、確かに一時的にも検討したことがあるわけでございますけれども、乗用車の場合は、一つ車両の使用者として、

ものが自分のものではないというような場合が十
分多いわけでございまして、そういう場合に使田
制限をかけるということになりますと、損失補償
とかそういうような問題も出てまいりまして、ま
ずなかなか難しいことがあるということで見送つた
ものでございまして、この問題につきましては引
き続き検討課題としてまいりたいと思っておりま
す。

また、事務所の封鎖というようなことにつきましては、やはりこれは財産権の侵害を伴うものでありますし、また事務所というものが先ほどちよつと御説明を申しましたとおり、やはりこそも貸し事務所と申しますか、使用者と所有者とののが違うという場合がかなり多いという実例とかんがみまして、封鎖というようなことにつきましても

してはなかなかできにくい。むしろ使用制限という形をとりましても、対立抗争の起こりました場合に機動的に使用制限をかけていけば、そしてその有効な施行を確保していくれば、暴力団対立抗争の封止という取り締まりは十分に達成されるのではないかというように考えておるところでござります。

○草野委員 今お話をございましたこの暴力的要素行為の十一項目、この点でございますけれども、この十一項目につきましては限定列挙という形になつておるわけでございますが、この限定列挙とした根拠はどういうところにござりますか。

また、この項目を限定列挙することによって暴力団が項目以外の行為を考え出してきた場合、そういう場合はその都度項目を追加していく、こういふ考えはござりますか。

○國松政府委員 この十一項目に限定列挙いたしました理由、選びましたやり方と申しますものは、警察で受理をいたしました民事介入暴力事件などを見分類いたしまして、暴力団員が暴力団の威力を示して不当な利益を得てしている典型的な行為として、そういう形で選び出されたものでござります。したがいまして、この十一項目であらかた彼らが通常やつておる暴力的要素要求行為は網羅しておるものと考えておるところでございます。

ただ、彼らは組織としていつも法の網をくぐつてやつていこうということを常に考えておる連中でございますから、この法文が公に、もうなつておるわけであります、なりますと、これに当たらないやり方というものを考えてくるというこ

とでござりますが、なりますと、これに当たらないやり方といふものでござります。

益というのは何もないわけでございます。したがいまして、それは指定をいたします場合と同じよ

うな手続にする必要はないのではないかといふこと

とで落としたわけでございます。

○草野委員 暴力団員の準構成員の問題でござ

りますけれども、この準構成員の行う暴力団の集め

た資金の運用等の行為につきましては今回の法案

組織の維持運営にとって重要な役割を担つてい

る、このように考えられるわけでございます。暴

く、新しい類型を考えてきたということがもあります。それにつきましてやはり法を改正してやつていかなければならぬというような事態になつたと判断をいたしました場合には、また国会にお願いいたしまして法を改正して、そうした彼らが始めた新たな暴力的要素要求行為を追加していただくことになるのではないかというように思っています。

○草野委員 次に、暴力団の指定の取り消しの手続の問題でございます。

今回、この暴力団の指定については国家公安委員会において専門委員の意見を聞く、このように

第三者的意見を聞くことは非常に重要なこと

でございますし、その重要性を認めているので

あれば、指定の取り消しについても明確な手順をとるべきではないか、このように思いますが、いかがですか。

○國松政府委員 暴力団を指定いたします場合に

は、指定によりまして暴力団は指定暴力団とい

う法的な地位を持ちまして、その団員が一定の不當

な暴力的要素要求行為をすることができないという法

的効果が生じるものでございますので、そういう

法令を十分に活用いたしまして、今まで以上に取

り締まりをしてまいりたいというように思つてお

ります。

○草野委員 この準構成員の問題でござりますけ

れども、全体で暴力団が八万八千人、そのうち準

構成員が約一万四、五千人いる、こういうことで

すね。違いますか。

○國松政府委員 約二万人でございます。

○草野委員 それで、白書の中でもこんなふうに

書いておりますね。「暴力団と関係を持ちながら、

その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行

う者、又は暴力団に資金や武器を供給するなどし

て、その組織の維持、運営に協力若しくは関与す

る者をいい、これらの者も暴力団組織を支えてい

る。全くこれは変わらないのですね。地上げの問

題だと株だとかいろいろな資金の運用、いろいろなことをやつしているわけですね。こういうもの

を今回対象外とした理由ですね。今お話をござい

ましたけれども、やはりこの面につきましてはさ

らに検討をすべきじゃないか、このように思いま

ますが、この暴力団を減らしていくためにどうい

うような手を考えておられますか。

○國松政府委員 一つには、ただいまも申しまし

たようなことのほか、これは十六条、十七条とい

うことがございまして、指定暴力団に対しまして

少年が勧誘される、あるいはそれを強要されると

いうような場合、あるいは少年が暴力団から脱退

することを妨害しているような場合は、我々の方

で措置命令をかけてまいりまして、何とか脱退さ

せる、あるいは入れないと、いうような措置をして

いく。成人につきましても、人を威迫してそのよ

うな行為が行われました場合には、やはり同じよ

うな行政命令をかけていくというような措置をと

ることによりまして、人的供給を少しでも先細り

させしていくというような措置がそれのではない

かということで、この十六条、十七条の運用につ

いては私ども何とか適切に運営をして、人的に

彼らを枯らしていくという方法がとれるのではないかと思つております。

それ以外につきましても、やはりこの暴力団を

いろいろな意味で——中に入つております者の中

には脱退したくても脱退できないというような者

が何人かおるはずでございます。実は、この法案

につきまして私どもが基本的な考え方を公表す

る、そしていろいろな報道がなされるというよう

なことが起きました後、恐らくこれは関東あた

りの暴力団の組員ではないかと思いますが、ワーネ

ブロで打ちました手紙が私のところに参りました

て、何とか脱退をしたいだけれども今までにな

かなか難しいんだ、今度は新しい法律ができたら

そういうことができるようになつてほしいとい

う趣旨の手紙を一ついただきました。文面から見ま

しても、いたずらとかそういうものではないとい

うように思つておったところでございます。

そういったようなことで、少なくとも脱退をし

ようとする者も何人かおるわけでございますの

で、そういうものにつきましても、今度いろいろ

な形で充実強化が期待をされております都道府県

のセンターの事業の中に、そういった脱退を何と

か促進してそれを受け入れていくというような事

業につきましても規定をされているところでござ

いますので、そういった事業を中心にならば、少

しでも彼らの組織を弱めていくというようなこ

とをやつてまいりたいと思つておるところでござ

ります。

○草野委員 三条、四条の関係でござりますけれ

ども、用語の問題でございます。第一号の中には

「暴力団の威力を利用して生計の維持」云々と、こ

のようになりますね。具体的にはどのような言

動をすることが威力を利用する、このように認定

されるのでしょうか。

○國松政府委員 暴力団の威力を利用するとい

ふるのは、暴力団の威力を示すこと、その他暴力

団の威力を背景にして不当な活動を行うことを意

味するものでございます。暴力団の威力を示すこ

とに、例えば暴力団に所属していることを告げ

ること、暴力団の名刺を示すことなど

の行為が当たり、暴力団の威力を背景にして不當

な活動を行うことには、例えば暴力団の縦張りの

中で不当な要求を行うことなどの行為が当たると

考えております。

このような表現とした理由は、暴力団が行うシ

ノギと呼ばれている個別の活動を規定するに最も

適当であるからであります、他の規定同様、法

律的に疑義が生ずるおそれはないものと理解をい

たしております。

○草野委員 先ほどから長官の話にございました

けれども、指定の問題でございますが、これは暴

力団のみが対象であって、他の団体は全く考えて

いない、繰り返しお話しになつておりますけれど

も、この第二号の趣旨は政治団体を法案の規制か

ら除外する、このように考えてよろしいですか。

○國松政府委員 もちろん暴力団以外の団体を排

除するためにこういう規定を設けたものでござい

ます。前歴者要件でございますので、この前歴者

要件の趣旨といたしますところは、暴力団と申し

ますものは明らかに犯罪者集団でございまして、

彼らの構成員の中に占める前科者の比率、犯歴保

有者の比率というものは大変高い。ほかの社会集団にはない高さを示しております。したがいまして、暴力団だけを切り出す、政治団体であれ社会運動団体であれ、そういうものとは違うんだといふことを示すために、犯罪者率が非常に高いといふことに着目いたしまして、一定の線で一定の

比率を書きまして、それより上に、暴力団と同じ

ように犯罪者率が多くなるような比率を、私どもは十万分の一といつておるわけですが、十

万分の一以下にするというような比率を定めまし

てそこで線引きをいたしまして、それから上を指

定暴力団の要件とすれば暴力団以外にはほかの団

体は絶対に入つてこない、十万分の一以下の確率

で入つてこないということをここで明らかにするためのものでございますので、この第二号の規定

は、もちろん一号と相ましましてそういつた暴力

団以外の団体が指定の対象に入つてくることを避けるということを量的に保障しようというものでございます。

○草野委員 政治団体ということについてはつき

りしなかつたわけでございますが、これをひとつ明瞭かにしてもらいたいと思います。

○國松政府委員 政治団体を排除するということ

は、むしろ一号の方で読めるのではないかと思いま

ますが、こういった実質目的要件を持っているのは暴力団だけである、政治団体は入つてこないと

いうことでございますので、この一号または二号

でも結構でございますけれども、一号、二号あわ

せまして政治団体という実態があるものが指定さ

れることはないと、いうように考えております。

○草野委員 本増し等の問題でござりますけれど

も、先ほど準構成員のことについて若干お尋ねを

いたしましたけれども、組員を水増しする、それ

から仮装の破門状を云々という話、それから総会

も、先ほど準構成員のことについて若干お尋ねを

いたしましたけれども、組員を水増しする、それ

からねやつに代紋を与えるというようなことはなか

なか起こりにくいということではないかと思いま

す。彼らにとりまして、構成員であるということ

は、ある意味では大変明白な事実でありますけれど

も、それなりに、その構成員であることににつきま

しては彼らなりの意味を持つているものでござい

ます。彼らにとりまして、構成員であるということ

は、ある意味では大変明白な事実でありますけれど

いうようなことはもちろんないわけではないと申しますが、そういうものがあると思います。ありました場合には、実態に即しまして、破門をいたしましたとしても、例えは破門をされたということがあります。いうところに着目いたしまして、一定の線で一定の比率を書きまして、それより上に、暴力団と同じように犯罪者率が多くなるような比率を、私どもは十万分の一といつておるわけですが、十分の一万分の一以下にするというような比率を定めまして、そこで線引きをいたしまして、それから上を指しておらないというような者は初めからノーカウンタとしておりましても同じでございまして、構成員になりましたと言つておりますが何の活動もしておらないというような形でやつていくということでございます。

ただ、この暴力団と申しますものは、組長等の首領を頂点といたしまして、いわゆる擬制的な血縁関係により構成されておるわけでござります。

が、その構成員は、構成員であるとの意味づけ

やその地位と、いうものを組織の内部で厳格に定めています。

したがいまして、実際問題といたしまして暴力団が暴力団でなくなる、偽装で破門を

受けるあるいは水増しで何でもない、わけのわか

らぬやつに代紋を与えるというようなことはなか

なか起こりにくいということではないかと思いま

す。彼らにとりまして、構成員であるということ

は、ある意味では大変明白な事実でありますけれど

も、それなりに、その構成員であることににつきま

しては彼らなりの意味を持つているものでござい

ます。彼らにとりまして、構成員であるということ

は、ある意味では大変明白な事実でありますけれど

も、それなりに、その構成員であることににつきま

しては彼らなりの意味を持つているものでござい

平成三年四月十九日

こういうような質問に対して、市民の方の答えは、どんな届け出、通報でも相手の立場に立って親身に応対をする、このように挙げた人が一番多くて五八・九%、それからその次は、警察署等で市民が入りやすい雰囲気をつくつてもらいたい四〇%、それから協力した人がお礼参りや嫌がらせを受けないよう確実に保護してもらいたい三五%、こうしたことなんですね。一番初めのアンケートというのは警察官に非常にいい印象を持っているという人が六五%もいた。三番目の質問については、それが協力した人がお礼参りをされた三番目の質問になつてきますと、これはこういうような答え、ということは、これを逆にひっくり返してみれば、親身になつて応対をしてない、警察署等には市民が入りやすい雰囲気になつてない、それから協力した人がお礼参りをされたのではないかということでなかなか言い出しづらい、ひっくり返して言えばこういうことだろうと思うんですね。全然違った要素でございますけれども、こういうことをひっくり返して、大臣は今の警察官に対してもどういうような評価とか感じを持っておられますか。

○吹田國務大臣 ただいま第一線の警察官として働いている諸君に対してどのように考へているかといふことであります、私は、ます第一線で働いています。

そういうことだろうと思うんですね。非常に厳しい要素でござりますけれども、こういうことをひっくり返してみると、私は、ます第一線で働いている警察官、特に巡査と巡査部長を含めまして約八〇%いるわけであります。しかも非常に厳しい試験を通りていかなければ警部補や警部に昇格できない、昇進できないというような制度になつておりますが、やはり汗をかいて一生懸命に頑張つておる警察官に希望と喜びを与えるような、そういう制度といふものもここに大きく浮かび上がらせいくべきではないか、というようなこと

で、せんべつから警察庁長官あるいは幹部の諸君とも話し合つておるわけであります。そういう制度そのものは從来からも抜きき制度もあつたわけですから、なかなか財政問題等も含むのですから定数の問題もありまし、そういう点から思ひ切つた踏み込みにならなかつたと思いますが、先ほどもちょっと触れましたが、中沢先生のときに申し上げましたが、私

が国家公安委員長と同時に自治大臣でもあるといふことで、おおむねこういった第一線警察官といふのが地方公務員の場合が多いわけでありますから、私の方でこれを今後配慮することによって、さらに一層奮起させ、またやる気と汗を出してくこと、それから協力した人がお礼参りや嫌がらせを受けないよう確実に保護してもらいたい四〇%、それから協力した人がお礼参りや嫌がらせを受けないよう確実に保護してもらいたい三五%、こうしたことなんですね。一番初めのアンケートというのは警察官に非常にいい印象を持っているという人が六五%もいた。三番目の質問になつてきますと、これはこういうような答え、ということは、これを逆にひっくり返してみれば、親身になつて応対をしてない、警察署等には市民が入りやすい雰囲気になつてない、それから協力した人がお礼参りをされたのではないかということでなかなか言い出しづらい、ひっくり返して言えばこういうことだろうと思うんですね。全然違った要素でござりますけれども、こういうことをひっくり返してみると、私は、ます第一線で働いています。

○吹田國務大臣 ただいま第一線の警察官として働いている諸君に対してどのように考へているかといふことであります、私は、ます第一線で働いています。そういうことだろうと思うんですね。全然違った要素でござりますけれども、こういうことをひっくり返してみると、私は、ます第一線で働いています。

そういうことだろうと思うんですね。非常に厳しい要素でござりますけれども、こういうことをひっくり返してみると、私は、ます第一線で働いています。

ただ、今お話をありましたように、特定な地域において不祥事件が間々発生しておりますことは、これは非常に遺憾なことであります。あれだけの夜も寝ないで命をかけて頑張つておる警察官が大部分であるにもかかわらず、一部のそうちた事件を発生するような不心得な警察官によつて、多くの信頼を失うなどということは、これは全く残念なことであります。私も非常に遺憾に思つております。

しかし、これからさらに、先ほど申し上げまして約八〇%いるわけであります。しかも非常に厳しい試験を通りていかなければ警部補や警部に昇格できない、昇進できないというような制度になつておりますが、やはり汗をかいて一生懸命に頑張つておる警察官に希望と喜びを与えるような、そういう制度といふものもここに大きく浮かび上がらせいくべきではないか、というようなこと

で、せんべつから警察庁長官あるいは幹部の諸君とも話し合つておるわけであります。そういう制度そのものは從来からも抜きき制度もあつたわけですから、なかなか財政問題等も含むのですから定数の問題もありまし、そういう点から思ひ切つた踏み込みにならなかつたと思いますが、中沢先生のときに申し上げましたが、中沢先生のときに申し上げましたが、私

が国家公安委員長と同時に自治大臣でもあるといふことで、おおむねこういった第一線警察官といふのが地方公務員の場合が多いわけでありますから、私の方でこれを今後配慮することによって、さらに一層奮起させ、またやる気と汗を出してくこと、それから協力した人がお礼参りや嫌がらせを受けないよう確実に保護してもらいたい四〇%、それから協力した人がお礼参りや嫌がらせを受けないよう確実に保護してもらいたい三五%、こうしたことなんですね。一番初めのアンケートというのは警察官に非常にいい印象を持っているという人が六五%もいた。三番目の質問になつてきますと、これはこういうような答え、ということは、これを逆にひっくり返してみれば、親身になつて応対をしてない、警察署等には市民が入りやすい雰囲気になつてない、それから協力した人がお礼参りをされたのではないかということでなかなか言い出しづらい、ひっくり返して言えばこういうことだろうと思うんですね。全然違った要素でござりますけれども、こういうことをひっくり返してみると、私は、ます第一線で働いています。

ただ、今お話をありましたように、特定な地域において不祥事件が間々発生しておりますことは、これは非常に遺憾なことであります。あれだけの夜も寝ないで命をかけて頑張つておる警察官が大部分であるにもかかわらず、一部のそうちた事件を発生するような不心得な警察官によつて、多くの信頼を失うなどということは、これは全く残念なことであります。私も非常に遺憾に思つております。

しかし、これからさらに、先ほど申し上げまして約八〇%いるわけであります。しかも非常に厳しい試験を通りていかなければ警部補や警部に昇格できない、昇進できないというような制度になつておりますが、やはり汗をかいて一生懸命に頑張つておる警察官に希望と喜びを与えるような、そういう制度といふものもここに大きく浮かび上がらせいくべきではないか、というようなこと

で、せんべつから警察庁長官あるいは幹部の諸君とも話し合つておるわけであります。そういう制度そのものは從来からも抜きき制度もあつたわけですから、なかなか財政問題等も含むのですから定数の問題もありまし、そういう点から思ひ切つた踏み込みにならなかつたと思いますが、中沢先生のときに申し上げましたが、中沢先生のときに申し上げましたが、私

が国家公安委員長と同時に自治大臣でもあるといふことで、おおむねこういった第一線警察官といふのが地方公務員の場合が多いわけでありますから、私の方でこれを今後配慮することによって、さらに一層奮起させ、またやる気と汗を出してくこと、それから協力した人がお礼参りや嫌がらせを受けないよう確実に保護してもらいたい四〇%、それから協力した人がお礼参りや嫌がらせを受けないよう確実に保護してもらいたい三五%、こうしたことなんですね。一番初めのアンケートというのは警察官に非常にいい印象を持っているという人が六五%もいた。三番目の質問になつてきますと、これはこういうような答え、ということは、これを逆にひっくり返してみれば、親身になつて応対をしてない、警察署等には市民が入りやすい雰囲気になつてない、それから協力した人がお礼参りをされたのではないかということでなかなか言い出しづらい、ひっくり返して言えばこういうことだろうと思うんですね。全然違った要素でござりますけれども、こういうことをひっくり返してみると、私は、ます第一線で働いています。

ただ、今お話をありましたように、特定な地域において不祥事件が間々発生しておりますことは、これは非常に遺憾なことであります。あれだけの夜も寝ないで命をかけて頑張つておる警察官が大部分であるにもかかわらず、一部のそうちた事件を発生するような不心得な警察官によつて、多くの信頼を失うなどということは、これは全く残念なことであります。私も非常に遺憾に思つております。

しかし、これからさらに、先ほど申し上げましたが、中沢先生のときに申し上げましたが、私

がまた一面では必要になつてくるわけで、この点で、今回立法化を検討された暴力団対策研究会のたしか昨年の十二月二十一日の第二回目の研究会です。そこでは結社の自由の関連の問題で、政治団体、宗教団体は除外するんだということが、暴力団右翼については実態に応じて判断していくんだとか、そういうことを警察庁としても意見を表明されたり検討も加えられたようあります。ですが、この法律が暴力団以外の団体、宗教団体とか労働団体、住民運動団体とか政治団体とか、こういうものに当然のことながらそれは適用されないということであるはずですが、この点、警察庁長官のお考え、また國家公安委員長のお考え、大事な点ですのでお二人のお考えをきちっと確認しておきたいと思います。

うふうに言わると非常
でありますて、それは弊
会を持っておられる証左
とはありませんから、ど
受けとめていただきたい
○吉井(英)委員 もううな
かつて一九四八年四月十
について法案が成立した
会ですか、今の法務委員
委員長報告の中で、これ
団体には使わないんだと
しその後またやはりこれ
例もありますので、です
国家公安委員長にそこを
だいたいというのもそうい
今の御答弁どおり厳格に
やっていっていただきたい
次に、法律の内容につ
いと思うのですが、この
の指定の解除ということ
に、暴力団が解散を言つ
しますといふことを言つ
他の事由により消滅とい
うことの一応なるわけで
少し議論がありましたけ
きた、しかし本当に解散
期間、それは半年がいい
ことはあるにしても、
か、あるいは、一遍消し
つて、結局は、若干の構
たにしても、存続するの
がやはり大事だと思うん
この解散届け出があつて
て解散を確認してから指
ということであればよく、
空白期間ができるとする
のようになるわけですね、
ということをこの点では考え
たいと思います。

○吉井(英)委員 さるに
か手続を必要とします。され
ば、それは九条違反にはなら
ない。これについてはどう
でしようか。

○國松政府委員 指定をな
法律的には、その指定をなす
団員が九条各号に掲げ
それは九条違反にはなら
まして、これに紛れはござ
ません。では私どもは、こうい
ましたから、恐喝になら
ば、それはもうそれまでな
りますが、今度はござ
グレーゾーンにつきま
せる余地というものが生
ります。したがいまして、指
つきましても、その活動
しては今まで恐喝にな
ということを言っておられ
されるときに備えてそし
てやる行為というものに
視野の中に入つてくると
し、そういうふうなところを
まして、恐喝になればま
がございますので、今まで
つきましても、我々の取
くのではないかと思いま
しましたら、指定暴力團
員が九条各号をいたし
ならないというのにははつ
さいます。

○吉井(英)委員 ですか
のはこの法律には直接か
ず、法律適用ということでも
て、私は、大体あれを使
う行為はこの法律適用、
法律適用ということでも
うござります。

どういうことをお考えなのですか。二〇〇〇年九月二日、この質問に対する答弁文では、指定暴力団とは「暴力団の構成員が暴力団組織の運営に直接か間接に関与する者」であると定義されています。しかし、この定義は、暴力団組織の運営に直接か間接に関与する者を対象としているため、暴力団組織の構成員ではないが、暴力団組織の運営に直接か間接に関与する者を指す場合にのみ適用されるべきです。

うことは別として、大体それでかなりいけるわけですねから、当然のことながら指定外暴力団であつても、既に皆さんの方は研究していらっしゃるのとおなじで、おなかつ非常に知恵を働かせて巧妙に来ようから、おくればせながらにしても指定してこの法律を適用するということがあるにしても、この法律のすき間ができるてしまうと逆にこの法律をつくったために指定外の連中がいい気になつて同じじようなことをやり出すということになつても困りますから、そこはきちりとした対応をやってもらいたいと思うのですが、それは当然のことながらこれまでの警務要鑑刑事編で示していらっしゃるようなもの以外にも当然いろいろ研究していらっしゃるから、それはびしびしやられると思うのですが、この姿勢はもぢろん変わりありませんね。

○國松政府委員 その警務要鑑に私は何を書いてあるのかちょっと不敏にして存じませんが、もちろんこれまででもそうでございましたが、暴力団であれば何であれ、我々としてはあらゆる法令を活用いたしましてとにかくやっていく。暴力団についてはなおさらのことございまして、あらゆる現行法令を活用いたしましてやっていくということははもちろんのことでございます。したがいまして、この九条各号に該当しないからといって、自然それでは、指定していないのだから九条各号の法律が適用にならないかどうか、例えば暴処法の二条についてなどはどのように規制していかれるのか、これらのものがこの法律の第九条等の対象事犯に対するものではないというふうに思います。

○吉井(英)委員 次に、少しこの法律のすき間的なところで、先ほども議論がありました、構成員とか舎弟とか、企業舎弟ですね、これらについてはどうのように規制していかれるのか、これらの

○國松政府委員 企業告弟と申しますものは、みずからは暴力的違法行為を行わないわけでありませんけれども、企業活動を通じまして暴力団またはその構成員に対して資金の供給を行なうなど、組織の維持運営に協力し、または関与するものをいうというふうに私どもは理解をしてそういう言葉を使つておるわけでございます。そういうものにつきましては、これは構成員ではございませんので、この法律の適用があるということはないわけでございます。

そのない理由につきましては、先ほども御説明をいたしましたが、この法律というものはとにかく指定暴力団の構成員だけを厳格に規制していくということで、適用範囲をまず明確にするということが何よりも必要である。その輪郭がぼやっとしてしまつてだれに適用になるかよくわからぬといふようなことでは、やはりこの法律の趣旨が皆さんに御理解をいただけないということになりますので、ここは極めて譲抑的に、暴力団の周辺におきましてそういうやや、暴力団と連携をとりまして、悪いことをしておるというようなものがおりましても、だからといって本法を何とか拡張して適用していく、こういうような態度をとるべきではないというように思います。

それが大原則ではございますが、とにかくこの企業告弟というのは、もう本当の構成員なんかよりよっぽど悪い企業告弟が實際にはおるというう態があるわけでございますので、私どもいたしましては、もう少し法令の研さんなり実力を積みまして、こういった企業告弟の行う企業活動といたようなものにつきましても、今もう既に我々はいろいろな現行法令が与えられておるわけでございますので、そういうものを活用いたしまして、その取り締まりをしてまいりたいというふうに思つております。

のがあります。ここは、毛皮の輸入、販売とか自動車の輸入、販売、不動産の売買、賃貸借、仲介、食品類の輸出入等々というものを目的に掲げてあります。その代表取締役の中江某という人であります。これは私どもの方の調査では、山口組系山崎組の幹部なんですね。それから三交土地建物株式会社、これは貸金業、集金代行業務、土地建物売買、管理、賃貸、仲介、ビル並びに住宅工事の施工請負、資材販売、旅館業、飲食店経営等を目的に掲げて、やはりこここの代表取締役の林某という人物であります。これは山口組系益田組の相談役であるということも私どもの方の調査でもわかつておるわけであります。これは警察庁の方でも当然そのリストで握っていると想いますが、これはいづれも代表取締役が山口組だ。これは最近マスコミ等でも紹介されておりましたが、今都市に百八十五人ですか、山口組の組員ですがいて、こういう会社のもうけの一割割合が山口組に上納されるということになつておるのですね。マスコミ報道等で私も知りました。

は各号に列挙いたしましても指定暴力団員でなければそもそも入ってまいりませんし、その組織の威力を示すということでなければ、その会社がどういう会社か知りませんが、貸金業者なら何とか貸金業というのがあるのかもしれません、その貸金業が指定暴力団として指定をされた以上、その貸金業の名前を幾ら出しても指定暴力団の威力を示したことになりませんので、そういう形でも落ちてくるということでおざいますので、とにかくその三条件がそろうような状況がもしあるとすれば、いかに貸金業であるとかいろいろな形を仮装いたしておりましても実態としてそういう三つの条件に該当するものがあればそれはできる、しかしなければ、残念ながらと申しますか、本法に関しましてはそういうことはできないとうことになると思います。

○吉井(英)委員 ですから、当の本人が会社の表の名刺と裏の名刺を持つていて、裏の名刺を使えば法律に適用ですね。ただ、裏の名刺を持つている人が代表取締役だということで一定の効果を及ぼすと、裏の名刺はないがその会社の社員だといふ人がその会社の名刺を持つていているうちにだんだん一定の影響力を持ち出すわけですね。組に対する取り締まりというのは当然のことです。

同時に、その周りにおいて組員に協力する者に対する規制について、もちろん人権上の配慮とかそういうものは当然なんですが、しかしその点についても規制をしていかなかつたら、せつからこの法律をつくつても、何だ、ざる法になつていてる部分があるじゃないか、これでは目的が達せられないと私は思うのです。この点について、当然この法律をつくる上で随分研究されたと私は思うのですね。ですから、この点については今の段階ではどういうお考えなのか、これも伺つておきたいと思思います。

ることは本法の規定においては厳格にすべきであると思います。したがいまして、先ほど委員官指摘のような裏の名刺と表の名刺を巧妙に使い分けられるというようなことがあるわけだと思いますが、それが、私が今申しましたような形での、表は完全な偽装であるというような形であるとか、あるいは表が実体がないとか、やっている間に裏をちらちら出しておつて實際はそちらの方でいってしまっておる、それでしかもその主体としてはちゃんと指定暴力団といいう形になつておるというようなことがあるとかいう形でこれに完全に明確にかかつてまいりませんと、そのボーダーラインの外を本法を適用して余りやつておりますと、適用範囲が不明確になる。強いて言えば、そのうちにだんだん暴力団以外のものも指定しているのではないか、実際にはそれ以外の団体の団体員まで規制しているのではないかというような御批判を受けようにもなると思います。本法は本法としての適用を厳格にしながら、しかし、本法以外にもいろいろな現行法もあるわけでございますので、そういうものも全部援用しながら暴力団対策を総合的に進めていくということではなかろうかと思ひます。

○吉井(英)委員 やはりそういう問題がありますから、私が最初に申し上げました、この法律をつくるからには前からも後ろからも斜めからも見て相当な議論をしなければいけないというのはそこにあるということを改めて申し上げておきたいと思うのです。

さらに、こうした暴力団に対して、仕返しやイメージダウンを恐れてどうしても金を提供していくからには前からも後ろからも斜めからも見て、三月二十八日付の毎日新聞でもそのことを取り上げておりました。やはり暴力団対策のこの法案とともに、被害を受けた側がそれに対しても金を出してしまったりすると、利益供与をするんとしなかったならば、ちゃんとしないどころかそれはちっとも生きてこないわけですから、この点で私は、個々の市民が被害を受けたときに

被害者がちゃんとしなかつたからこの人の名前を公表しない、これは殺生な話だと思うのです。個人じや対応できません。多くの場合は難しいと思します。しかし、かなり社会的に名のある企業、この企業が結局は額としても多くなるわけですから、こういう企業については先ほども議論ありましたけれども、やはり利益供与をした企業名の公表、ここはやらないことには、そして本当に資金源を断つっていくということをやっていかないといふ本意にこがれがふるう、こらわうに思ひ

○國松政府委員 私どももいたしましては、そういった企業にいたしましても、本法の十条に違反する行為があつたということでそれに対しまして措置命令、再発防止命令をかけていく、当該命令に違反した場合には罰則をかけていくということでお措置をしてまいることによりまして、企業が容易に暴力団を利用するというような実態がもしあるとすれば、そういった実態を少なくしていくと、いう効果をこの法律に持たせたいということをございますが、ただ、こうした今言いましたような企業名の公表表といふことにつきましては、全く二

の法律の予想をしていないところでもございます。したがいまして、そういうことにつきましては殊さら公表するというようなことは今のところ考えておらないわけでございます。

もう一つ、暴力団の年間収入一兆三千億、「拡大する暴力団の脅威」ということで警察庁の方で広報を出しておられました。この中でもよく見ますと、暴力団の資金源の多くは非合法の部分で、特に覚せい剤、賭博、のみ行為などが多いですね。ですから特に彼らの伝統的な資金活動について、実は八五年度の検挙件数では二九・九%、これは八九年で二八・六%，検挙の人数で見ても八五年の四五・四%が八九年の四六・七%と、この伝統的な資金活動に対する警察の皆さんを取り締まりの方は必ずしもまだふえてないですね。依然として多くの部分が非合法な覚せい剤その他の伝統的な資金活動によつて生み出されているわけですね。

私はこの点について、やはり彼らの最大の資金源に本当にストップをかけるのだ、こういう取り締まりが今必要だと思うのですが、この点についての決意のほどを伺つておきたいと思います。

○國松政府委員 こういった伝統的な資金活動に對します検挙件数あるいは人員というものの絶対数が減少しつつあるということはたしかそのとおりでございます。最近は彼らもなかなか巧妙になつてきておりますので検挙が困難になりつゝあるということでございますが、我々実務家といいましては泣き言を言つておるわけにはまいりませんので、やはりこの資金源活動を断つていく、資金源活動をたたくことによって資金源を枯渇させ、たたいていくといふことが暴力団取り締まりの大きな柱の一つであることは間違いないところでございますので、何とか今後も大いにこの面での努力をしてまいりたいというように思つております。

○吉井(英)委員 いずれにしろ、資金源を断つということ是非常に大事なことでありますし、特に冒頭にも暴力団を壊滅させるのが警察庁の方針だとして、この資金源を完全に断つということで最大の努力をしていただきたいと思うのですが、「五代目山口組」という、何か書いた人がまた山口組

にやられたという例の有名なあれですが、その一節にも彼らの「その後ろ暗い資金活動に対する警察の暗黙の諒解」云々というのがあります。いやしくもこういうふうな癪着を云々されるようなことのないよう、本当に厳しくやって、早期に壊滅をさせるということでやってもらいたい。
以上で、私の質問を終わります。

○森田委員長 神田厚君。

○神田委員長 暴力団員による不当な行為の防止等

は、この法案の成立、実行によつてどの程度阻止できるというふうにお考えになりますか。

○國松政府委員 本法は、暴力団員によります不当な行為によりまして国民の権利と自由が侵害されておりながらも従来の法制度では適切な対応が難しかった部分について新たな規制措置をとることとしたものでございます。

具体的には、暴力団員の行う暴力的要要求行為等につきまして、その違反に対しまして中止命令や再発防止命令の措置をとることがができることがい

ましては、市民生活に対する危険を防止するため
に暴力団事務所の使用制限の措置をとることがで
きるようなこととしていたしております。

にやられたという例の有名なあれですが、その一節にも彼らの「その後ろ暗い資金活動に対する警察の暗黙の諒解」云々というのがあります。いやしくもこういうふうな癪着を云々されるようなことのないよう、本当に厳しくやって、早期に壊滅をさせるということでやってもらいたい。

以上で、私の質問を終わります。

○森田委員長　神田厚君。

○神田委員　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案について御質問を申し上げます。

この法律案が新しくつくられる必要性が出てきたわけであります。暴力団員による不当行為は、この法案の成立、実行によってどの程度阻止できるというふうにお考えになりますか。

○國松政府委員　本法は、暴力団員によります不当な行為によりまして国民の権利と自由が侵害されておりながらも従来の法制度では適切な対応が難しかった部分について新たな規制措置をとることとしたものでございます。

具体的には、暴力団員の行う暴力的要要求行為につきまして、その違反に対しまして中止命令や再発防止命令の措置をとることができることいたしております。また、暴力団の対立抗争につきましては、市民生活に対する危険を防止するために暴力団事務所の使用制限の措置をとることがであります。

このような措置は従来の法制度ではできなかつたものでございますので、本法成立後はこれらの措置を効果的に活用することによって、本法が禁止する不当な行為を防止し、市民生活の安全と平和の確保を図るという目的を十分に達成することができるというように考えております。

○神田委員　暴力団に加入する者の中には暴走族等からの加入もかなりウエートを占めているといふふうにいわれておりますが、これら暴走族等に対する規制もあわせて必要ではないかと思うのですが、いかがでありますか。

○國松政府委員　委員御指摘のとおりでございまして、いろいろな、暴走族といかものが暴力団とか

なり密接な連携をとつておるという事実はござい

いう危惧がございますが、その点はいかがでありますか。

11

三

もしょうがないよといふよなことを語つていた

した暴力団員に対する面接調査の結果によりますと、暴力団への加入のきっかけといたしまして、異常疾中間のハーフ

○國松政府委員 本法の暴力団の指定ということにつきましては、とにかく右翼、左翼等の政治団体に適用されるという疑いが絶対に生じないよう

○**神田委員** 暴力団等が指定暴力団等の威力を示して金品等の不当な要求を行った場合に、公安委員会は暴力的要要求行為を中止することなどを命じられますが、中止命令を出すためには被害者の警察への申告が必要であります。実際、被害者たる警察

部分につきましては、今回、犯罪にならなくて
も、一定の威力を示すとかそういう要件がござ
いましたら暴力的要件行為として私どもの行政措
置が行き届くことになりますので、そういう意味
では、今まで以上に被害届——被害届よりも被害

と交遊しているのは事実でございまして、こういふ者につきましては、やはり私どもいたしましてそれなりの規制をしてまいらなければならないと思います。

右翼であれ左翼であれ、政治団体の実態があるものに対しまして本法が適用されるということはございません。

○國松政府委員 暴力的要挙行為に対する中止命令を発するためには、法律上は必ずしも被害者の

とが起つてくるように期待をしておるところでござります。

申し上げておきますとおり、指定暴力団員の暴力等違法行為等をやると、ということで、厳格に輪郭を明示した法律でございますので、暴走族であるといふのかどうか、重ねてお聞きをいたします。

○國松政府委員 第三条一号に掲げられました実質的要件と、うつばりあります。二二二、二二三

申告は必要ではございませんで、被害者の申告なしに中止命令が出示得る場合も、実際上もあるいはあり得るかもしません。しかし実際の場合こ

いずれにいたしましても、被害の申告を済るの
は、どうも警察に言つてもお礼参りが怖いといふ
ようなことで出てこないというようなことがある

は、被害になつたといいますか、暴力的の要求行為の相手方になつた一般の市民なり国民の皆さん方から被害届を出していただきませんと、恐らく実

のはまことに残念なことでござりますので、そういうことのないようにも十分に被害者保護をとるような方向で一線を指導してまいりたい、新法の適用後は寺内二つの点につき、一回見直しを

等を指定してこの法律を適用するとなつておりましたが、結社の自由を侵害するおそれはないのかどうか、この点はいかがでありますか。

といたしましても、それが生計の維持であるとか財産の形成または事業の遂行のための資金を得ることができるようこちらからいろいろ、

被害申告というものが、今までの犯罪捜査と同じように、今回の暴力的要素要求行為の規制につきましてもほぼ実務上は不可欠なものであるというこ

○神田委員 被告者が申告を行わなくとも、今ち
月後の半ばの点について留意をしてまいらなければならぬというように考えておるところでござい

（金木・辰）政府委員 結婚等の自由は憲法が保障します重要な基本的人権でございます。しかし、社会公共の福祉を図るという必要やむを得ない場合には、合理的、必要な範囲でこれを制約することは認められておるということだと思います。

（辰）社会公共の福祉を図るという必要やむを得ない場合には、合理的、必要な範囲でこれを制約するといふことは認められておるということだと思います。

（辰）（金木）（辰）（辰）（辰）

には変わりはないのだろうというように思いました。

○國松政府委員 先ほどちょっと御説明をいたしましたけれども、そういうことが実際上あります。まことに申告を行わなくとも、今ち
ょつと話がございましたが、警察が被害の実態を把握したケースにおいては、公安委員会が中止命令等を出せるようになりますが、その点はいかがでありますか。

本筋におきます組織の自由の制約といたしましては、指定を受けた暴力団は、暴力的不法行為等を行はう、指団を立てておそれの大きい反社会的団体として法律上を量うつる、

置というものを警察が万全にとっていくことが必要であることは論をまたないことでござりますので、これはお詫びがないよう^{アリ}に全力を挙

る。警察だけで暴力的 requirement の事実を把握する、そ
うすれば行政命令がかけられるということも場合
によつてはあり得ると思ひます。しかし、そ
うの場合はよちよつと云ふ程

の制約をするものではないということをございまして、それ以上は位置づけるというのもございまして、一方、行われる行為というものは大変な反社会的な行為でございますので、それとの権衡上、この問題は憲法の結社の自由を侵すものではない、かように考えておるところでございます。○神田委員　このことに関連しまして、右翼、左翼等の政治団体まで適用されることはないのかとお尋ねになりますが、都道府県公安委員会が指定するに際しましては、国家公安委員会が審査専門委員の意見に基づいて確認を行うということで、手続面でも慎重を期することにしておりまして、そういった手続面でも、そういった一般の団体などが入ってくることはないような手続上の保障をしておるわけござりますので、その点と御理解、ご了承、よろしくお願いいたします。

けてその被害者保護といいますか、市民保護を図るということはもちろんでござります。

ただ、今回暴力的要素行為の規制という新法ができますと、今まで被害届を渡っておられる方の相当部分は、言つたって犯罪にならない、警察はやってくれない、あるいは恐喝でないからだめだというようなことを言つて、なかなか動いてくれないということで、そういうことだつたつ言つて

う場合は本当になかなか難しいのでございまして、認定をする資料、これは場合によつては裁判までいくということを考えてやらぬといかぬわけござりますので、そういう場合には被害者の被害申告と申しますが、そういうものが実務的には必要である、そういうものを出していただかないといかぬというような感じがいたしております。ただ、そういういろいろな場合につきまして

は、今までと違った形で暴力的要要求行為の措置がとれるかどうかということについては研究をしてまいりたいというふうに思いますけれども、むしろ私どもいたしましては、被害届が出るような環境をつくっていく、そういう方向で努力をしていくということの方が実務的であるし、また有効なのではないかというふうに考えております。

○神田委員 暴力団組織の壊滅のために暴力団の資金源を断つということが大変重要でござります。暴力団等による企業支配と資金浮遊活動を規制するために、アメリカのRICO法あるいは資金浄化規制法のような法律を日本でも制定をする必要があるよう感じるのであります。いかがでありますか。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。

○森田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森田委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決されました両附帯決議に対し、吹田国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。吹田国務大臣。

○吹田国務大臣 ただいま銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案について、慎重御審議の結果、採決をいただきまして、ありがとうございました。

ただいまのそれぞれの附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしまして法律を運用いたします所存でございます。何とぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。(拍手)

○森田委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議ないものと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十八分散会